

官報

号外

平成二十九年五月三十日

○第九十三回国会 衆議院会議録 第二十九号

平成二十九年五月三十日(火曜日)

議事日程 第二十三号

平成二十九年五月三十日

午後一時開議

- 第一 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 第二 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)
 - 第三 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件(第九十二回国会、内閣提出)
 - 第四 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件
 - 第五 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 本日の会議に付した案件
- 日程第一 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)

日程第三 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件(第九十二回国会、内閣提出)

日程第四 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件

日程第五 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後一時二分開議
○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方創生に関する特別委員長木村太郎君。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○木村太郎君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、地方創生に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うものであります。

その主な内容は、

第一に、国家戦略特別区域法の改正については、児童福祉法等の特例として、小規模保育事業の対象を満三歳未満から小学校就学前までの乳児、幼児に拡大するとともに、出入国管理及び難民認定法の特例として、農作業等に従事する外国人の入国、在留を可能とする措置の追加等を行うこと、

第二に、構造改革特別区域法の改正については、酒税法の特例として、地域の特産物を原料とする単式蒸留焼酎または原料用アルコールの製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこと等であります。

本案は、去る四月十八日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、翌十九日に山本國務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十一日から質疑に入り、五月十六日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。宮崎岳志君。

[宮崎岳志君登壇]

○宮崎岳志君 日本で最も獣医師が不足している群馬県から参りました、民進党、宮崎岳志でございます。(拍手)

私は、民進党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました政府提出、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論を行います。

総理、昨日は赤坂の居酒屋で、ある大新聞の政治部長さんらと楽しく会食をされたそうですね。お礼の気持ちをお伝えになったんでしょうか。まあ、仲よくやってください。

人の入国、在留を可能とする措置の追加等を行うこと、

第二に、構造改革特別区域法の改正については、酒税法の特例として、地域の特産物を原料とする単式蒸留焼酎または原料用アルコールの製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこと等であります。

本案は、去る四月十八日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、翌十九日に山本國務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十一日から質疑に入り、五月十六日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

本法案は、國家戰略特別区域内で、小規模保育の対象年齢を二歳から五歳まで拡大したり、農業分野における外国人の就労を解禁するもので、さまざまな懸念の声が上がっております。

特に問題なのは、外国人が全員派遣労働者となされ、農家が派遣会社にマージンを払わなければならないこと。そして、特区諮問会議で農家に外国人を主張し続けてきた民間議員は、何と大手派遣会社の現職の取締役会長だったのであります。これでは利益相反ではないでしょうか。

地方創生特別委員会では、私たちの問題意識を与党にも共有していただいて、賛成多数で次のような附帯決議が可決されました。

民間議員等が私的な利益の実現を図って議論を誘導し、または利益相反行為に当たる発言を行うことを防止するため、民間企業の役員等を務めまたは大量の株式を保有する議員が直接の利害関係を有するときは、審議及び議決に参加させないことが出来るものとする。

特区を一部特定の人たちのものにしてはいけないのであります。

しかし、今や特区は、お友達利権の巣窟となつてしまいました。その典型が、國家戰略特別区域愛媛県今治市に獣医学部を新設しようとする学校法人加計学園をめぐる問題であります。

理事長の加計孝太郎氏は、安倍総理本人がバクシンの友と称する大親友です。言葉の意味はよくわかりませんが、恐らく莫逆の友と腹心の友がまざった、とにかくすごい友情であります。

今月、内閣府が文部科学省に、総理の意向だ、官邸の最高レベルが言っていると早期開学をくり押しした経緯を記した内部文書が明らかにになりました。

さらに、当時の文科省事務方トップ、前川喜平前事務次官が実名で、文書は本物だ、行政がゆがめられたと証言しました。前代未聞です。前川前次官本人は、記者会見で、証人喚問されたら参りますと明言しました。

文書は本物なのか。行政がゆがめられたのか。前川前次官を国会に証人喚問し、偽証罪の縛りをかけて真実の証言を引き出し、この権力私物化の疑惑が事実かどうか解明することは、我が立法院の責務であります。

私は、本衆議院に文部科学省前事務次官前川喜平氏を証人喚問するよう要求します。

総理、証人喚問を認めてください。前川前次官に本当のことを言われるのが怖いんですか。文科省のうそがばれるのが怖いんですか。いつまでも逃げ回っていないで、潔く証人喚問を受け入れたいかがでしょうか。

安倍総理は、國家戰略特別区域で岩盤規制に突破口を開くと大見えを切りました。しかし、実際は、岩盤に穴を掘って、金銀財宝、すなわち既得権益を採掘しているにすぎません。特区はお友達利権の採掘口であります。一獲千金を夢見る野心家たちが群がって、さながら平成のゴールドラッシュとなつております。

お友達でなければ分け前にはあずかれないんです。京都産業大学は長く獣医学部の新設を目指し、昨年十月には内閣府に具体的な提案も行いました。しかし、その後、突然、広域的に獣医学部の存在しない地域に限るなどの条件が新たに追加され、提案後なのに門前払いになってしまいました。

この提案の存在自体が、報道機関が指摘するまで何カ月も隠蔽されてきました。安倍総理は三月の参議院予算委員会で、熱度の高い具体的提案は

今治市の事業のみだったと強弁しましたが、ほかになかったのではなく隠されていたのであります。

内部文書について菅官房長官は、怪文書のようなものど居直り、前川前次官にばり雑言を浴びせて人格否定を繰り返すばかりであり、論理的な反論すらできておりません。一方の松野文部科学大臣は、怪文書という表現を私はしていないなどと逃げることで精いっぱいです。

文科省による、文書が本物かどうかの調査も、ごく限られた幹部と共有フォルダを調べただけで、確認できなかったの一点張り。見つからなかったのではなく、見つからない場所だけを調べているんじゃないでしょうか。

にせものだとも言わず、内容の真偽も調査していないという。文科省はすっかり腰が引けております。これでは、文書が本物だと文科省自身が認めているも同然ではありませんか。

前川前次官は、赤信号のところを青にさせられている、白を黒にするよう言われている、意に反することをさせられて、大臣も含めて本当に気の毒だ、現在の文科省はなかなか、官邸、内閣官房、内閣府といった政権中枢の意向や要請に逆らえないと言っています。

文部科学省の皆さんに同情はします。しかし、評価することはできません。日本国憲法第十五条を思い返していただきたい。「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」霞が関の方々は、全国民の奉仕者であつて、安倍総理とお友達だけの奉仕者ではありません。

菅官房長官は記者会見で前川前次官について、御自身が責任者のときに、もしそういう事実があるなら堂々と言うべきじゃないですかと吐き捨てました。官邸の最高レベルにいる人間として余り

に傲慢ではないでしょうか。自由に物を言えないようにしているのは誰なんでしょうか。

安倍総理が五月八日の予算委員会で、ある新聞の名を挙げて、熟読してくださいと訴えられました。アドバイスどおり熟読していたら、突然、前川氏のプライベートなスキャンダルの記事がでかかると掲載されたのでびっくり仰天いたしました。

私は新聞記者を十五年間やりましたが、一般新聞でこのような記事を見たのは初めてでありました。前川前次官は昨年の秋、この件で官邸の幹部から注意されていたそうですが、退職後の今になつて、それも実名でインタビューに応じる前日のタイミングで報道されたのは、一体なぜなんでしょうか。

記者会見で、権力のおどしだと思つるかと思つた前川前事務次官本人は、そんな国だとは思えないと答えております。私もそんな国だとは思いたくありません。希望的観測であります。

加計学園と森友学園。かけそば、もりそばとやゆされる二つの問題に象徴される今の日本。これが安倍総理の目指す美しい国でしょうか。

総理夫人のお友達なら国有地を八億円も値引きしてもらえます。総理のお友達なら、つくれないはずの学校ができ、三十七億円の土地と九十六億円の補助金がもらえて、ライバルまで排除してもらえます。あるべき文書が保存されず、公開すべきデータはパソコンから消滅し、文書の実物が出てくれば確認できないと繰り返される。お友達利権のために真面目な官僚を追い詰め、行政をゆがめていく。内部告発者は突然のスキャンダルに見舞われ、つるし上げられ、政府高官からばり雑言を浴びせられる。これが美しい国なんでしょうか。我々は規制緩和を否定しません。しかし、お友

達利権と化した国家戦略特区制度は抜本的な見直しが必要であり、本法案には到底賛成できません。

最後に、この問題を解決するため、前川喜平前文部科学事務次官の証人喚問を改めて求め、反対討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(大島理森君) 田村貴昭君。

〔田村貴昭君登壇〕

○田村貴昭君 私は、日本共産党を代表して、国家戦略特区法等の改正案に対する反対討論を行います。(拍手)

本法案は、五月十六日に地方創生特別委員会にて採決を行いながら、二週間にわたって本会議に上程されずに来たものであります。

かつてない、この異常な事態を生んだ要因は、加計学園問題にあります。

安倍総理の腹心の友が理事長を務める加計学園が、国家戦略特区で愛媛県今治市に獣医学部を新設する計画に、安倍総理の働きかけがあったのではないかとこの重大な疑惑であります。

これまで、安倍総理は一貫して関与を否定しています。しかし、総理の御意向だとする一連の政府内の文書が明らかになり、文部科学省の前川喜平前事務次官は、こうした文書が、いずれも真正なもの、本物であると認め、公平公正であるべき行政がゆがめられたと明言したのであります。

この真相究明は国会の責任であります。前川氏の証人喚問を行い、一連の内部文書の提出を求め、予算委員会で集中審議を行うことを強く要求するものであります。

そもそも、国家戦略特区は、岩盤規制への挑戦と声高に叫んで、第二次安倍内閣が鳴り物入りで

導入したものであります。

徹底した総理主導のもと、財界の求める規制緩和を国家意思として上から一方的に押しつける仕組みであります。総理がメンバーを任命する国家戦略特区諮問会議に極めて強い権限を与え、トツプダウンで規制緩和を推進し、国民の声を一切遮断し、所管大臣さえも意思決定から排除される、この仕組みの重大さを、私たちは当初から厳しく批判してきました。

この特区を、事もあろうに総理の腹心の友が経営する加計学園のために利用したのではないかとこの疑惑が、今問われているのであります。

獣医学部が五十二年間新設されてこなかった事情を一切無視し、広域的に獣医師養成大学等の存在しない地域に限りとの条件をつけることで、今治市に計画している加計学園だけに獣医学部新設を認める道を開いたのであります。

文部科学省や農林水産省の意見を聞かず、獣医師の需給状況も把握せず、獣医師会の主張にも耳を傾けなかったものであります。まさに、国家行政の私物化以外の何物でもないではありませんか。

総理が岩盤規制と言えば行政の公平公正など無視しても構わないなどという国家戦略特区は、直ちに廃止すべきであります。

本法案は、この国家戦略特区で農業支援外国人の受け入れを行うものです。しかも、重大なことは、派遣労働のスキームを使おうとしていることでもあります。

派遣労働は、雇用主と使用者が分離した間接雇用です。使用者責任が曖昧にされ、労働者の保護がないがしろにされるなど、既に多くの問題が生じています。

言語が異なり、コミュニケーションに多大な困難を抱える外国人に派遣労働を適用すれば、無権利の労働者を生み出すことは明らかではありませんか。

農業支援の受け入れで想定されているのは、技能実習制度で既に農業に従事している中国、ベトナムなどからの外国人労働者です。技能実習制度では、監理団体や実習実施機関による賃金の不払い、暴行、脅迫、監禁、パスポートや在留カードの取り上げなど、実習生の人権を著しく侵害する不正行為が繰り返されてきました。

しかし、本法案では、外国人労働者の相談窓口への通訳配置すら義務づけられておらず、技能実習制度の反省は全く生かされていません。派遣元、派遣先への巡回指導や現地調査に必要な人員配置についても、具体的な増員は検討されていません。

国内でも重大な問題を抱える派遣労働を外国人労働者の受け入れに使い、国境を越えて無権利な労働を強いることは到底許されるものではありません。

以上で反対討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本法案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本法案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第二 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。文部科学委員長 永岡桂子君。

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案〔本号末尾に掲載〕

〔永岡桂子君登壇〕

○永岡桂子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本法案は、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものであり、その主な内容は、

第一に、法律の題名を文化芸術基本法に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行うこと、

第二に、基本理念を改め、文化芸術に関する施策の推進に当たっては、年齢、障害の有無または経済的な状況にかかわらず、ひとしく文化芸術を

平成二十九年五月三十日 衆議院會議録第二十九号

鑑賞することなどができるとする環境の整備が図られなければならない等とすること。

第三に、政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、従来の文化芸術の振興に関する基本的な方針にかえて、文化芸術推進基本計画を定めなければならないとすることにも、地方公共団体においては、同計画を参酌して、その地方の実情に即した地方文化芸術推進基本計画を定めるよう努めるものとする。ことなどでありませぬ。

本案は、去る二十六日、文部科学委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

日程第三 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求め

るの件(第九十二回国会、内閣提出)

日程第四 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求め

るの件

○議長(大島理森君) 日程第三、第九十二回国会、内閣提出、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶

の入港禁止の実施につき承認を求めるとの件、日程第四、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるとの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長西銘恒三郎君。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるとの件(第九十二回国会提出)及び同報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるとの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔西銘恒三郎君登壇〕

○西銘恒三郎君 たいま議題となりました両件につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、第九十二回国会提出の承認第一号は、北朝鮮船舶の全ての船舶、そして北朝鮮に寄港した第三国籍船舶、さらに国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶、これらの船舶に加え、北朝鮮に寄港した日本籍船舶の入港禁止を追加することを閣議決定したため、国会の承認を求めるとの件であります。

次に、今国会提出の承認第三号は、現在、入港が禁止されている特定船舶について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、入港禁止の期間を平成三十一年四月十三日まで二年延長する閣議決定をしたため、国会の承認を求めるとの件であります。

ます。

承認第一号は、第九十二回国会に提出され、継続審査となつていたものであり、また、承認第三号は、去る五月二十五日本委員会に付託され、両件は、翌二十六日、石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつていずれも承認すべきものと議決した次第であります。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第五 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(大島理森君) 日程第五、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長浮島智子君。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔浮島智子君登壇〕

○浮島智子君 たいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、化学物質による環境汚染をより適切に防止するため、新規化学物質の審査特例制度における国内の総量規制について、環境排出量換算の基準によるものに改めるとともに、一般化学物質のうち毒性が強い化学物質に係る管理の強化を図る等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十三日日本委員会に付託され、翌二十四日世耕経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日、質疑を行い、質疑終了後、討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十二分散会

出席國務大臣

文部科学大臣 松野 博一君
経済産業大臣 世耕 弘成君
国土交通大臣 石井 啓一君
國務大臣 山本 幸三君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る二十六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律 (議決通知)

一、去る二十六日、本院は、人事官に一宮なほみ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十六日、本院は、公正取引委員会委員に小島吉晴君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十六日、本院は、預金保険機構理事に貴志浩平君及び手塚明良君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十六日、本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に山名学君、市川玲子君及び常岡孝好君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十六日、本院は、公害等調整委員会委員に荒井勉君を、同委員に吉村英子君及び加藤一実君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十六日、本院は、中央更生保護審査会委員長に倉吉敬君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十六日、本院は、日本銀行政策委員会審議委員に片岡剛士君及び鈴木木司君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十六日、本院は、労働保険審査会委員に金岡京子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十六日、本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に荒井耕君及び野口晴子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十六日、本院は、土地鑑定委員会委員に加藤瑞貴君、清常智之君、小津稚加子君、亀島祝子君、河合芳樹君、森田修君及び若崎周君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十六日、本院は、運輸安全委員会委員に佐藤雄二君、田村兼吉君及び安田満喜子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十六日、本院は、原子力規制委員会委員長に更田豊志君を、同委員に山中伸介君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律

防衛省設置法等の一部を改正する法律
通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律

銀行法等の一部を改正する法律
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
民法の一部を改正する法律
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る二十六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

水循環基本法第十二条の規定に基づく「平成二十八年年度水循環施策」に関する報告

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間ににおける同法の施行状況に関する報告

森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十八年度森林及び林業の動向」に関する報告

森林・林業基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十九年度森林及び林業施策」についての文書

首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく「平成二十八年度首都圏整備に関する年次報告」

土地基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十八年度土地に関する動向」に関する報告

土地基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十九年度土地に関する基本的施策」についての文書

一、去る二十六日、内閣を経由して法務大臣金田勝年君から、次の報告書を受領した。

破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく平成二十八年団体規制状況の年次報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文部科学委員

辞任

あべ 俊子君

補欠

伊藤信太郎君

青山 周平君

勝沼 栄明君

神山 佐市君

大野敬太郎君

田畑 裕明君

佐々木 紀君

福井 照君

河村 建夫君

船田 元君

宮崎 政久君

笠 浩史君

今井 雅人君

大野敬太郎君

助田 重義君

佐々木 紀君

中谷 真一君

今井 雅人君

中島 克仁君

勝沼 栄明君

青山 周平君

助田 重義君

神山 佐市君

伊藤信太郎君

あべ 俊子君

河村 建夫君

福井 照君

中谷 真一君

田畑 裕明君

宮崎 政久君

船田 元君

中島 克仁君

笠 浩史君

厚生労働委員

辞任

赤枝 恒雄君

補欠

金子万寿夫君

白須賀貴樹君

今野 智博君

中川 郁子君

勝沼 栄明君

勝沼 栄明君

中川 郁子君

金子万寿夫君

赤枝 恒雄君

今野 智博君

白須賀貴樹君

経済産業委員

辞任

山際大志郎君

補欠

鳩山 二郎君

田嶋 要君

田嶋 一成君

鳩山 二郎君

山際大志郎君

田嶋 一成君

田嶋 要君

国土交通委員

辞任

補欠

大塚 高司君	野中 厚君
神谷 昇君	勝沼 栄明君
佐田玄一郎君	藤丸 敏君
橋本 英教君	青山 周平君
前田 一男君	門 博文君
望月 義夫君	助田 重義君
荒井 聰君	篠原 孝君
水戸 将史君	宮崎 岳志君
門 博文君	池田 道孝君
池田 道孝君	和田 義明君
和田 義明君	前田 一男君
宮崎 岳志君	水戸 将史君
青山 周平君	橋本 英教君
勝沼 栄明君	神谷 昇君
助田 重義君	望月 義夫君
野中 厚君	大塚 高司君
藤丸 敏君	佐田玄一郎君
篠原 孝君	荒井 聰君
藤丸 敏君	補欠
宮内 秀樹君	福山 守君
本村賢太郎君	熊田 裕通君
熊田 裕通君	中島 克仁君
福山 守君	宮内 秀樹君
中島 克仁君	藤丸 敏君
福山 守君	本村賢太郎君

(議案提出)

一、去る二十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案
(文部科学委員長提出)

(議案付託)

一、昨二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
電子委任状の普及の促進に関する法律案(内閣提出第四六号)
総務委員会 付託
(議案送付)
一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

医療法等の一部を改正する法律案
畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案
一、昨二十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案
(文部科学委員長提出)
(議案通知)
一、去る二十六日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案
(議案通知書受領)
一、去る二十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案
防衛省設置法等の一部を改正する法律案
通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案
銀行法等の一部を改正する法律案
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案
民法の一部を改正する法律案(第百八十九回国会内閣提出、本院継続審査)
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百八十九回国会内閣提出、本院継続審査)
農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案
(質問書提出)
一、昨二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

安倍総理が実際に「そもそも」を大辞林で調べたのにかんする再質問主意書(初鹿明博君提出)
JAS RAC(一般社団法人日本音楽著作権協会)が音楽教室からの演奏著作権料の徴収を打ち出し、これに反対する音楽教室側が取り下げを求めている問題に関する再質問主意書(宮崎岳志君提出)
学校法人森友学園等が補助金を申請した平成二十七年サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)に関する質問主意書(宮崎岳志君提出)
著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかにかんする第三回質問主意書(宮崎岳志君提出)

学校法人加計学園による獣医学部新設を巡る、前川喜平前文部科学事務次官と和泉洋人内閣総理大臣補佐官のやり取りに関する質問主意書(宮崎岳志君提出)
までの府省間の協議等に関する再質問主意書(宮崎岳志君提出)
学校法人加計学園による獣医学部新設を巡る、前川喜平前文部科学事務次官と和泉洋人内閣総理大臣補佐官のやり取りに関する質問主意書(宮崎岳志君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員初鹿明博君提出安倍総理が実際に「そもそも」を大辞林で調べたのにかんする質問に対する答弁書
衆議院議員宮崎岳志君提出もつたいない学会と縮小社会研究会の合同シンポジウムにおける公益社団法人日本国際民間協力会の理事による発言と、安倍昭恵内閣総理大臣夫人と夫人付職員の関係に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかにかんする再質問に対する答弁書
衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区農業支援外国人受入事業に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員宮崎岳志君提出クールビズ期間における冷房の設定温度二十八度は「科学的知見をもつて二十八度に決めたのではなく、何となく目安でスタートし、独り歩きした」ものかどうかにかんする質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出東京入国管理局に収容されている外国人多数がハンガーライキを行っているとの報道に関する質問に対する答弁書
衆議院議員宮崎岳志君提出保守と女性活躍についての安倍晋三内閣総理大臣の発言に関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出奥尻島から約四百五十キロのわが国の防空識別圏内に落下した北朝鮮の弾道ミサイルに関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出今後の高速炉開発で開発を目指す「実証炉」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出閣僚等の執務室における受動喫煙対策に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出秋篠宮眞子内親王殿下のご婚約内定についての情報漏えいに関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出沖縄県嘉手納米空軍基地におけるパラシュート降下訓練に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出公共工事や民間工事に対して抗議活動をする住民団体とテロ等準備罪との関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出トランプ大統領による同盟国から得た情報の漏えいに関わる懸念に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになった経緯のうち、平成三十年年度開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する質問に対する答弁書

平成二十九年五月十六日提出
質問 第三一三三号

安倍総理が実際に「そもそも」を大辞林で調べたのにかに関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

安倍総理が実際に「そもそも」を大辞林で調べたのにかに関する質問主意書

先の答弁書(平成二十九年五月十二日内閣衆質一九三第二六四号)では、「大辞林 第三版」に

平成二十九年五月三十日 衆議院会議録第二十九号 議長の報告

は、「そもそも」について、「(物事の)最初。起る。どだい。」等と記述され、また、「この『どだい』について、『物事の基礎。もと。基本。』等と記述されている」と示されたが、安倍総理が実際に辞書を調べたのにかについての言及はされていない。

そこで、改めて何うが、「大辞林(第三版)」を使って「そもそも」を調べ、その意味として記述があった「どだい」を調べたのは安倍総理自身なのか。

それとも、実際に辞書を調べたのは安倍総理自身ではなく、本年四月十九日の衆議院法務委員会、安倍総理が、「そもそも」という言葉の意味について、(中略)念のために調べてみたわけでありますが、これは基本的にどういう意味もある」と答弁するための資料を作成した職員なのか。そうであれば、当該資料に具体的にどのような記載があったのかを明らかにされた。

内閣衆質一九三第三一三三号
平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出安倍総理が実際に「そもそも」を大辞林で調べたのにかに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員初鹿明博君提出安倍総理が実際に「そもそも」を大辞林で調べたのにかに関する質問に対する答弁書

お尋ねの「答弁するための資料を作成した職員」の意味するところが必ずしも明らかでないため、

当該「職員」に関するお尋ねについては、お答えすることは困難であるが、安倍内閣総理大臣が自ら御指摘の「大辞林(第三版)」を引いて「そもそも」及び「どだい」の意味を調べたものではない。

平成二十九年五月十六日提出
質問 第三一四四号

もつたいない学会と縮小社会研究会の合同シンポジウムにおける公益社団法人日本国際民間協力会の理事による発言と、安倍昭恵内閣総理大臣夫人と夫人付職員の関係に関する第三回質問主意書

提出者 宮崎 岳志

もつたいない学会と縮小社会研究会の合同シンポジウムにおける公益社団法人日本国際民間協力会の理事による発言と、安倍昭恵内閣総理大臣夫人と夫人付職員の関係に関する第三回質問主意書

小職は、前々回質問主意書(第二五二号)において

『もつたいない学会』縮小社会研究会(合同シンポジウム)において、公益社団法人日本国際民間協力会が理事を務める男性が「外務省の役人は、なかなか理解してくれなくてですね。エイヤツとばかりに、先ほどの理事長と私が、安倍夫人のところにいきましました。首相官邸に行きまして。そして、安倍夫人が会ってくれまして、聞いてくれました。あの、すごいですね。その晩に、首相と話をしてくれ、首相からすぐ連絡が入ってですね、ぐぐぐとまわって、今年予算つきました。八千万もりました。それで、今年この二つの村に入りました。あのご夫婦のホットライン、す

「ごいすね」と話したとのことである。」と記した。

この記述中の同会理事の発言について、前々回答弁書(内閣衆質一九三第二五二号)及び前回答弁書(内閣衆質一九三第二七六号)は、あたかも平成二十九年一月一日以降の支出決定または平成二十九年年度予算における措置に関するものであるかのように解釈している。

しかし、この発言は、平成二十八年度中の支出決定(G/C締結等)または平成二十八年度予算における措置と解釈するのが妥当であり、また年度や予算支出額について国家公務員以外の者が正確に理解していないことも十分あり得ることから、前々回答弁書及び前回答弁書の答弁内容は失当といわざるを得ない。

以上を踏まえ、以下の質問に誠実に回答させていただきます。

一 前回答弁書は「平成二十九年年度については、現時点で政府としてこのような支出を行うことを決定した事実はない」とする一方で、「平成二十五年年度から平成二十八年度までの間、公益社団法人日本国際民間協力会が企画立案及び実施する事業について、同会の申請に基づき、外務省から日本NGO連携無償資金協力等による支出を同会に対して行ったことがある」としている。

では、上記発言で示されていると思われる平成二十八年度予算において、同会が企画立案及び実施する「尿尿分離型環境衛生式トイレ」による衛生改善と持続可能な農業の確立及び収入創出を基にした総合的村落開発」案件に対して政府の支出が行われた事実はあるか。案件の詳細、予算の組織、事項、目の区分、積算内訳及び支出金額を示されたい。

二 同様に、平成二十七年以前に於いては、同案件に於いて政府の支出が行われた事実はあるか。年度ごとに予算の組織、項、事項、目の区分、積算内訳及び支出金額を示されたい。

三 上記案件に対して、外務省以外の政府機関またはその他の団体等から、補助金等が支出されたかどうか、政府は承知しているか。承知していれば、その支出元や支出金額を具体的に示されたい。

四 前回答弁書において政府は「御指摘のような問合せ又は照会があつたとの事実はない。」と答弁している。

平成二十八年以前においても、「尿分離開型環境衛生式トイレによる衛生改善と持続可能な農業の確立及び収入創出を基にした総合的村落開発」案件に関して、安倍晋三内閣総理大臣、同夫人安倍昭恵氏、安倍昭恵夫人付の職員、衆議院議員安倍晋三事務所から、問合せ又は照会は一切なかつたということによいか。右質問する。

内閣衆質一九三第三一四号

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣 森田 孝

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出もつたいない学会と縮小社会研究会の合同シンポジウムにおける公益社団法人日本国際民間協力会の理事による発言と、安倍昭恵内閣総理大臣夫人と夫人付職員との関係に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮崎岳志君提出もつたいない学会と縮小社会研究会の合同シンポジウムにおける公益社団法人日本国際民間協力会の理事による発言と、安倍昭恵内閣総理大臣夫人と夫人付職員との関係に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の案件は、ケニア共和国カメガ郡プシアンガラ村において、し尿分離型環境衛生式トイレ等を設置し、衛生改善及びし尿の肥料化による持続可能な農業を確立することにより、収入の創出につなげる総合的な村落開発を目指す事業であり、公益社団法人日本国際民間協力会(以下「協力会」という。)が平成二十六年から実施しているものと承知している。同事業に対し、外務省として、平成二十六年十一月に約四千五百六十九万円、平成二十七年十一月に約四千七百三十七万円及び事業の最終年度である平成二十八年十一月に約六千三百三十八万円の支出を決定しており、いずれも(組織)外務本省(項)経済協力費(事項)経済協力に必要な経費(目)政府開発援助経済開発等援助費から支出している。これらの支出は、協力会から申請のあつた資機材購入費等をはじめとする現地事業経費、本部スタッフ人件費をはじめとする現地事業後方支援経費、一般管理費及び外部監査経費の積算を審査して決定したものである。

なお、御指摘の「理事」の発言については、先の答弁書(平成二十九年四月二十八日内閣衆質一九三第三二五二号)一についてでお答えしたとおり、報道にあるような本年八千万円の支出を決定したとの事実はなく、また、当該「理事」及

び協力会が、当該発言は誤解によるものであつて、事実と異なると訂正していることもあり、「答弁内容は失当」との御指摘は当たらない。

三について
お尋ねについては、政府として承知していません。

四について
御指摘のとおりであると承知している。

平成二十九年五月十六日提出
質問 第三一五号

著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する再質問主意書

提出者 宮崎 岳志

著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する再質問主意書

著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、「改正後結合関係の基礎としての共同目的が、「改正後組織的犯罪処罰法」別表第三に掲げる罪「第五十五著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第百十九条第一項又は第二項著作権等の侵害等」の罪」を実行することにある団体に該当すると認められた場合、当該サークルは「組織的犯罪集団」と認められ、その団体の活動にはテロ等準備罪(共謀罪)が適用されるか。

右質問する。

内閣衆質一九三第三一五号

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣 森田 孝

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮崎岳志君提出著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する再質問に対する答弁書

ある集団が現在国会で審議中の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)第六条の二第一項にいう「組織的犯罪集団」に該当するか否かを含めて、犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断されるべきものであり、仮定を前提としたお尋ねにお答えすることは困難である。

平成二十九年五月十六日提出
質問 第三一六号

国家戦略特区農業支援外国人受入事業に関する第三回質問主意書

提出者 宮崎 岳志

国家戦略特区農業支援外国人受入事業に関する第三回質問主意書

前回答弁書(内閣衆質一九三第二七四号)においては、質問に対して「新国家戦略特別区域法第十六条の五第一項においては(中略)については規定していない」「政令及び新国家戦略特別区域法第十六条の五第三項に規定する指針において適切に定めてまいりたい」等の表現が散見される。

しかし、そもそも法律案において規定されていないからこそ法施行後の運用の方針について質問しているのであるから、「法律において規定されていない」との趣旨の答弁は、きわめて不誠実なもので、質問に対して実質的に答弁したとは認めがたい。

同様に、政令及び指針においてどのように定める方針なのかを質問しているのであるから、「政令及び指針において適切に定めてまいりたい」との答弁も、きわめて不誠実なもので、質問に対して実質的に答弁したとは認めがたい。

については以下の質問に対して誠実に答弁されたい。

一 特定農業支援活動には、農作業のみならず農畜産物を原材料とする製造・加工、その他農業に付随する作業が含まれるとされる。

では、派遣先の農家が、農業支援外国人を特定農業支援活動に従事させるにあたり、その勤務時間の大半を農作業以外の製造・加工や「その他農業に付随する作業」に充てさせることは認められるか。

この問いは法律に規定されていない事項について、どのような運用を行う方針かを質問しているものであるから、「法において規定されて

いない」等の循環論法に類する答弁は実質的な答弁とはいえないので、あらためて誠実かつ明確に答弁されたい。

二 農業支援活動を行うことができる外国人は、「農業に関する知識経験その他の事項」について一定の要件を満たすものに限り、その要件は政令で定めるとしている。では、政令で何らかの資格試験等を課すことを考えているか。また、一定の日本語能力を要件に含める考えか。

この問いは政令または指針で定めるとされる事項について、どのように定める方針かを質問しているものであるから、「政令及び指針において適切に定めてまいりたい」等の循環論法に類する答弁は実質的な答弁とはいえないので、あらためて誠実かつ明確に答弁されたい。

三 外国人を雇用する「特定機関」については、「農業支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実に行うために必要な」基準を政令で定めるとしているが、派遣業の許可・届出のほかどのような基準を想定しているか。

この問いは政令で定めるとされる事項について、どのように定める方針かを質問しているものであるから、「政令において適切に定めてまいりたい」等の循環論法に類する答弁は実質的な答弁とはいえないので、あらためて誠実かつ明確に答弁されたい。

四 特定機関が政令に定める基準に適合しなくなったり、または新国家戦略特別区域法第十六条の五第三項に規定する指針に違反した場合であっても、引き続き特定機関として農業支援外国人の派遣事業に携わること容認する方針であるか。

この問いは、政令や指針を定めた後、それに違反したり不適合となつている特定機関に対してどのような対処を行う方針であるかについて質問しているものであるから、「政令及び指針において適切に定めてまいりたい」等の答弁はそもそも失当といわざるを得ないので、あらためて誠実かつ明確に答弁されたい。

五 農業支援外国人受入事業においては、農家に直接雇用が認められていないため、「労働契約申込みみなし制度」の適用による農業支援外国人の救済が困難と考えるが、どうやって同制度を適用するのか。

なお、労働契約申込みみなし制度については労働者派遣法に基づく制度であるため、その適用については新国家戦略特別区域法に基づく政令及び同法第十六条の五第三項に規定する指針において定める範囲を超えていると思われることから、「政令及び指針において適切に定めてまいりたい」等の答弁はそもそも失当といわざるを得ないので、あらためて誠実かつ明確に答弁されたい。

六 農業に従事する労働者については、労働基準法のうち労働時間、休憩及び休日に関する規定は適用除外とされており、農業支援外国人が劣悪な労働条件下に置かれることが懸念されることである。そこで、前質問で、「指針に労働条件についての適切な配慮に関する事項を盛り込む方針を問うたところ、その答弁は「指針において適切に定めてまいりたい」というものであつて、完全な循環論法となつてしまつて

いる。

「指針において適切に定めるといふが、その内容は具体的にどのようなものか」という趣旨の質問に対し、「適切に定める」と答弁することは、あまりに不誠実な答弁姿勢といわざるを得ないので、指針において具体的にどのような事項を定める方針かについてあらためて誠実かつ明確に答弁願ひたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第三一六号
平成二十九年五月二十六日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区農業支援外国人受入事業に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区農業支援外国人受入事業に関する第三回質問に対する答弁書

一 について
現在国会で審議中の国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(以下「本法律案」といふ)による改正後の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下「新国家戦略特別区域法」といふ)第十六条の五第一項に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業において受け入れられる外国人が従事する活動は、同項に規定する農業支援活動、すなわち「農作業に従事し、又は農作業及び農畜産物を原料若しくは材料として使用する

製造若しくは加工の作業その他農業に付随する作業であつて政令で定めるものに従事することにより、農業経営を行う者を支援する活動」に限られるところ、本法律案が成立した場合には、当該外国人の農作業への従事が十分に確保されるべきことについて、同条第三項に規定する特定機関その他関係者が講ずべき措置を定めた指針(以下「特定機関等措置指針」という。)において適切に定めることを考えている。

二について
本法律案が成立した場合には、お尋ねの政令で定める要件について、新国家戦略特別区域法第十六条の五第一項の規定の趣旨を踏まえ、我が国の農業現場で即戦力となり得る一定の知識経験を有する外国人を受け入れるべく、政府内で検討して、定めてまいりたいと考えているが、その具体的な内容については現時点では決まっておらず、お答えすることは困難である。

三及び六について
本法律案が成立した場合には、お尋ねの特定機関に係る政令で定める基準及び特定機関等措置指針の内容について、平成二十九年五月十六日の衆議院地方創生に関する特別委員会における本法律案に対する附帯決議第六項において、「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業の実施に当たっては、外国人材に対する人権侵害行為を防止すること、日本人農業労働者と同程度の賃金水準を維持すること、労働時間や休日、休暇等の適切な就労環境を確保すること、特定機関等による不当な利益追求を防止すること等、事業運営の適正化を確保する」ことが求められている趣旨を十分に踏まえ、かつ、国家

戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)第十七条に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に係る基準及び国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関が講ずべき措置を定めた指針をも参考としつつ、政府内で検討してまいりたいと考えているが、それらの具体的な内容については現時点では決まっておらず、お答えすることは困難である。

四について
特定機関として農業支援活動を行う外国人の受入れを行つていた本邦の公私の機関が、特定機関等措置指針に照らして必要な措置を講じていると認められないときその他特定機関に係る政令で定める基準に適合すると認められないときは、当該機関は特定機関に該当しないこととなり、当該機関が特定機関として国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を行うことはできないこととなる。

五について
国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業において、農業支援活動を行う外国人を派遣する労働者派遣事業が行われる場合には、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)が適用されること、同法の規定に従つて適正に当該労働者派遣事業が行われるべきことについて、特定機関等措置指針において定める方針であることなどから、同法第四十条の六第一項各号に該当する事態が生じることとはならないものと考えている。

平成二十九年五月十六日提出
質問 第三一七号

クールビズ期間における冷房の設定温度二十八度は「科学的知見をもつて二十八度に決めたのではなく、何となく目安でスタートし、独り歩きした」ものかどうかに関する質問主意書

提出者 宮崎 岳志

クールビズ期間における冷房の設定温度二十八度は「科学的知見をもつて二十八度に決めたのではなく、何となく目安でスタートし、独り歩きした」ものかどうかに関する質問主意書

新聞各紙等の報道によると、五月十一日の副大臣会議において、クールビズ期間における冷房の設定温度二十八度について、出席者から異論が相次いだとのことである。

同日にネット配信された産経新聞の記事「クールビズの室温二十八度導入時の担当者「実は不快な温度」と本音」によれば、盛山正仁法務副大臣が「科学的知見をもつて二十八度に決めたのではなく、何となく目安でスタートし、独り歩きした」と発言したほか、他の出席者からも「二十八度は不快な温度だ」との意見が出て、関芳弘環境副大臣が科学的な知見を加えて検討する考えを示したとされている。

以上を踏まえて次の問いに答えられたい。
一 二十八度は不快な温度だとの発言については、当初政府関係者が関芳弘環境副大臣によるものと説明していたが、その後、「閣副大臣ではなく他の出席者の発言だった」と説明を修正したと報道されている。この発言者は他府省の副大臣によるものであるか、その具体名を示さ

りたい。

二元環境省職員で導入時の担当者であったとされる盛山正仁法務副大臣が「科学的知見をもつて二十八度に決めたのではなく、何となく目安でスタートし、独り歩きした」と発言したとき、二十八度という設定温度は科学的知見に基づかず決定されたものであるか。

内閣衆質一九三第三一七号
平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎

國務大臣 大島 理森殿

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出クールビズ期間における冷房の設定温度二十八度は「科学的知見をもつて二十八度に決めたのではなく、何となく目安でスタートし、独り歩きした」ものかどうかに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員宮崎岳志君提出クールビズ期間における冷房の設定温度二十八度は「科学的知見をもつて二十八度に決めたのではなく、何となく目安でスタートし、独り歩きした」ものかどうかに関する質問に対する答弁書

一について
副大臣会議は、各副大臣の職務を円滑に遂行するために相互に連絡調整を図るとともに、内閣府及び各省の政策等に関し相互の調整に資するため開催しているものであり、同会議における議論の概要については、必要に応じ、内閣官房副長官等が記者会見を行い、国民への周知を

図つてゐるところであるが、お尋ねについては、公にすることにより、同会議における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

クールビズにおける冷房時の室温については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和四十五年政令第二百四号)第二条第一号イにおいて、空気調和設備を設けてい

る場合は、居室における温度がおおむね十七度以上二十八度以下になるように空気の温度を調節して供給をすることとされていること、事務所衛生基準規則(昭和四十七年労働省令第四十三号)第五条第三項において、事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が十七度以上二十八度以下になるように努めなければならぬとされていること等を踏まえ、地球温暖化対策のため、温室効果ガスの排出削減の観点から、二十八度を目安とした無理のない範囲での温度設定の実践を呼び掛けているものである。

平成二十九年五月十六日提出
質問 第三一八号

東京入国管理局に収容されている外国人多数がハンガー・ストライキを行っているとの報道に関する質問主意書

提出者 宮崎 岳志

東京入国管理局に収容されている外国人多数がハンガー・ストライキを行っているとの報道に関する質問主意書

共同通信社が五月十二日に配信した記事「東京

平成二十九年五月三十日 衆議院会議録第二十九号

入管収容者がハンスト 仮放免者の再収容に抗議」によると、東京入国管理局に収容中の男性二十人以上が、仮放免者の再収容や収容中の処遇に抗議してハンガー・ストライキを行っているとのことである。ハンスト参加者は、収容施設での取り調べで職員から威嚇や恐喝のような言動があったなどと主張し、処遇改善を訴えていると報道されている。

一 ハンストには何人が参加し、何日間をわたって行われたか。また、参加者の国籍を示されていないか。
二 ハンスト参加者は健康状態に支障をきたしていないか。
三 ハンスト参加者は具体的に何を要求しているか。
四 ハンスト参加者は処遇改善を求める要求書を提出しようとしたとされているが、その内容は具体的にどのようなものか。
五 ハンスト参加者は、収容施設での取り調べで職員から威嚇や恐喝のような言動があったなどと訴えているが、取り調べにおいて威嚇的な言動はあったか。取り調べのあり方に問題はないか。
六 ハンストが発生した原因をどのように考えているか。

右質問する。

内閣衆質一九三第三一八号

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣 大島 理森殿

衆議院議長 大島 理森殿

議長の報告

衆議院議員宮崎岳志君提出東京入国管理局に収容されている外国人多数がハンガー・ストライキを行っているとの報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員宮崎岳志君提出東京入国管理局に収容されている外国人多数がハンガー・ストライキを行っているとの報道に関する質問に対する答弁書

一、三、四及び六について

お尋ねの「ハンスト」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十九年五月九日の夕食から、東京入国管理局の被収容者の一部の者が、早期の仮放免や更なる処遇の改善等を要求し、これらの要求がいられない限り給与される糧食の摂食を拒む旨を表明して摂食を拒むという事態が生じている。

そのように摂食を拒んだ被収容者(以下「当該被収容者」という。)の数は、同日の夕食については、二十二名であり、同月二十二日の夕食については、二人である。また、当該被収容者であつて、同月九日の夕食から同月二十二日の夕食までの間に一食でも摂食を拒んだものの国籍は、イラン、インド、ウガンダ、ガーナ、カメルーン、スリランカ、中華人民共和国、トルコ、ナイジェリア、パキスタン、バングラデシュ、ペルー、ミャンマー及びリベリアである。

当該被収容者が右に述べたように摂食を拒んだ原因は、被収容者ごとに様々であると考えられるが、主な原因は、仮放免されないことに対して強い不満があること等であると考えられる。

お尋ねの「処遇改善を求める要求書」の内容については、当該要求書の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、当該被収容者が収容されている施設内に設置された意見箱に同月十日に投かんされていた書面には、右に述べたような早期の仮放免等の要求が記載されていた。なお、当該被収容者の一部の者は、自費で購入した食料品を摂食している。

二について

当該被収容者のうち、体調不良を申し出て病院に搬送され、医師の診察を受けた者は、平成二十九年五月二十二日時点までで六人おり、それ以外の者は、体調不良を申し出ていない。当該六人のうち、五人は、特段の異常はないと診断され、残る一人は、自ら異物を飲み込んだため、同月十四日から三日間入院した。

五について

退去強制手続における取調べ等は法令に従つて適切に行われていると認識しており、取調べにおいて「威嚇的な言動」はなく、取調べの在り方に問題はなかったと考えている。

平成二十九年五月十六日提出
質問 第三一九号

保守と女性活躍についての安倍晋三内閣総理大臣の発言に関する質問主意書

提出者 宮崎 岳志

保守と女性活躍についての安倍晋三内閣総理大臣の発言に関する質問主意書

朝日新聞デジタルが五月十一日に伝えたところによると、安倍晋三内閣総理大臣は「世界女性サ

ミット二〇一七」の開会式において、「私は保守的な政党の中でも保守派に分類されています。それが本気になって女性活躍の推進を始めました。これはもう日本の女性活躍の流れは後戻りしないというこの証明ではないかと思っております」と発言した。

政府は保守的な政党や保守派は女性の社会進出等の女性活躍に慎重な立場であると考えているのか、認識を示された。

内閣衆質一九三第三一九号

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出保守と女性活躍についての安倍晋三内閣総理大臣の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員宮崎岳志君提出保守と女性活躍についての安倍晋三内閣総理大臣の発言に関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、政党又は政治家の主義主張に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

平成二十九年五月十六日提出
質問 第三二〇号

奥尻島から約四百五十キロのわが国の防空識別圏内に落下した北朝鮮の弾道ミサイルに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

奥尻島から約四百五十キロのわが国の防空識別圏内に落下した北朝鮮の弾道ミサイルに関する質問主意書

五月十六日の記者会見で、稲田防衛大臣は、北朝鮮が五月十四日に発射した弾道ミサイルについて、落下地点が北海道の奥尻島から約四百五十キロの日本海上で、日本の防空識別圏内だったことを明らかにした(以下、「本事実」という)。

わが国では、わが国周辺を飛行する航空機をレーダーで識別し、対領空侵犯措置を有効に実施するために、わが国周辺を囲むような形で、防空識別圏という空域を設定していると承知している。一般に、防空識別圏は、各国が防上空の観点から国内措置として設定しているものであり、領空・領土の限界や範囲を定める性格のものではない。防空識別圏周辺を飛行している航空機が、この国籍なのか、領空侵犯のおそれがあるかといった識別などを行うためのもので、自衛隊が緊急発進を実施するかどうかを判断するためのものであるが、かかる領域に弾道ミサイルが落下することは、漁業が重要な産業である北海道に暮らす国民にとつては不安を抱かざるを得ない。

このような観点から、以下質問する。
一 北朝鮮が五月十四日に発射した弾道ミサイルがわが国の防空識別圏内に落下したことに關して、わが国の国民の生命、財産に被害が生じたという報告を把握しているのか。
二 本事案は、現行法令上、どのような点で違法であると評価されるのか。該当条文を示すとともに、政府の見解を示されたい。

三 二に關して、本事案が領海内の場合、どのような点で違法であると評価されるのか。該当条文を示すとともに、政府の見解を示されたい。

四 本事案は過去の国連決議に違反すると思われるが、具体的にどの決議に違反するののか。

五 奥尻島から西のわが国の防空識別圏内でもある日本海、あるいは領海では、わが国の漁船が操業あるいは航行している可能性は否定できない。本事案に關して、かかる観点から政府は北朝鮮に抗議したのか。したとすれば、その内容、伝達ルートなどを具体的に示されたい。

六 現在、奥尻島から西のわが国の防空識別圏内でもある日本海、あるいは領海で、わが国の漁船が操業あるいは航行している際、本事案のような北朝鮮の弾道ミサイル発射が行われた場合、どのような方法で警戒のための周知が行われるのか。また、政府の、漁業者に対する本事案のような事例に対する対応策はどのような体制になっているのか。

七 本事案は、通常より高い高度に打ち上げる「ロフテッド軌道」で発射され、高度二千キロを超え達したと承知している。ロフテッド軌道は落下速度が速いことから、現状のミサイル防衛体制では迎撃が容易ではないとの指摘もある。政府は、本事案はロフテッド軌道によるものと評価されるのか。また、現状のミサイル防衛体制では迎撃が容易ではないと考えられるのか。政府の見解を示されたい。

八 防空識別圏は、専ら領空侵犯のおそれのある国籍不明の航空機を未然に排除するために設定されたもので、本事案のような弾道ミサイルの落下に対しては、政府が何らかの行動を起こすための法的根拠にはなり得ないという理解でよいのか。
右質問する。

内閣衆質一九三第三二〇号
平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出奥尻島から約四百五十キロのわが国の防空識別圏内に落下した北朝鮮の弾道ミサイルに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出奥尻島から約四百五十キロのわが国の防空識別圏内に落下した北朝鮮の弾道ミサイルに関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、現時点で、平成二十九年五月十四日の北朝鮮による弾道ミサイル発射により、日本国民の生命又は財産に対する被害が生じたとは承知していないが、航空機や船舶の安全確保の観点から、極めて問題のある行為であったと認識している。

二について

政府としては、現時点で、我が国の法令に抵触するような事実があったとは承知していないが、度重なる北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、累次の国際連合安全保障理事会(以下「安保理」という)決議に違反するものであり、航空機や船舶の航行の安全に影響を及ぼす活動等を行う場合に事前通報を求める国際民間航空機関や国際海事機関の関連規定又は決議にも従っておらず、我が国及び我が国を含む地域の安全保障に対する重大な脅威であり、かつ、航空機や船舶の安全確保の観点から極めて問題のある行為であり、断じて容認できない。

三について

お尋ねについては、個別具体的な事例に即して判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

平成二十九年五月十四日の北朝鮮による弾道ミサイル発射について、同月十五日付けで安保理が発出したプレス・ステートメントは、当該発射が安保理決議第七百十八号、第八百七十四号、第二千八百七十七号、第二千九百四十四号、第二千二百七十号及び第二千三百二十一号に違反するものである旨述べている。

お尋ねについて、政府としては、在中華人民共和国日本国大使館を通じて、北朝鮮側に対して嚴重に抗議を行い、強く非難した。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

政府としては、弾道ミサイル発射が行われ、我が国の漁船に影響があると認められる場合には、水産庁から漁業無線局を通じて漁船への情報伝達を行うなどしている。

また、水産庁は、平素から、漁業無線局及び都道府県に対し、迅速な情報の伝達の依頼や注意事項の周知を行っている。

平成二十九年五月十四日に北朝鮮が発射した弾道ミサイルについては、現時点において詳細を分析中であるが、ロケット軌道を探って発射されたものと推定している。

我が国の弾道ミサイル防衛システムの個別具

体の撃破能力については、自衛隊の能力等が明

平成二十九年五月三十日 衆議院会議録第二十九号

議長の報告

らかになることにつながるから、お答えを差し控えたい。

お尋ねの「何らかの行動を起こすための法的根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国の防空識別圏は、我が国が、我が国周辺を飛行する航空機の識別を容易にし、もって領空侵犯に対する措置を有効に実施するため定めているものであり、御指摘の「弾道ミサイルの落下」への対応を目的とするものではない。

平成二十九年五月十七日提出
質問 第三二二一号

今後の高速炉開発で開発を目指す「実証炉」に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

今後の高速炉開発で開発を目指す「実証炉」に関する質問主意書

先の答弁書(平成二十九年五月十二日内閣衆質一九三第二六七号)では、「高速炉」は「高速増殖炉」を含む概念であり、(後略)と、高速炉開発に「増殖」も含むと答弁されているが、今後、開発を目指す「実証炉」は高速「増殖」炉の「実証炉」になるのか。それとも、高速炉の「実証炉」なのか、どちらか。

右質問する。

内閣衆質一九三第三二二号
平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣 大島 理森殿
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出今後の高速炉開発で開発を目指す「実証炉」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員初鹿明博君提出今後の高速炉開発で開発を目指す「実証炉」に関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十九年五月十二日内閣衆質一九三第二六七号)でお答えしたとおりである。

平成二十九年五月十七日提出
質問 第三二二二号

閣僚等の執務室における受動喫煙対策に関する再質問主意書

提出者 初鹿 明博

閣僚等の執務室における受動喫煙対策に関する再質問主意書

先の答弁書(平成二十九年五月十六日内閣衆質一九三第二八六号)で、閣僚本人の判断で喫煙を可能とすることのできる執務室は九か所、副大臣及び大臣政務官本人の判断で喫煙を可能とすることのできる執務室は十か所あると答弁している。現在、実際に喫煙を可能としているかどうかは問わないので、この十九か所を明らかにされたい。

その上で、当該十九か所の執務室で執務する平成二十九年五月十七日現在の大員、副大臣及び大臣政務官により、一度でも当該執務室において喫煙が行われた事実はあるか。あるとすれば、当該大臣、副大臣及び大臣政務官の名前を明らかにされたい。

明らかにされない場合はその理由を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第三二二号
平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣 大島 理森殿
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出閣僚等の執務室における受動喫煙対策に関する再質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員初鹿明博君提出閣僚等の執務室における受動喫煙対策に関する再質問に対する答弁書

お尋ねの「閣僚本人の判断で喫煙を可能とすることのできる執務室は、内閣府庁舎及び中央合同庁舎第八号館(以下「八号館」という。)に所在する七か所の大臣室、中央合同庁舎第二号館に所在する国家公安委員会委員長室及び財務省本庁舎に所在する大臣室である。また、お尋ねの「副大臣及び大臣政務官本人の判断で喫煙を可能とすることのできる執務室」は、八号館に所在する六か所の副大臣室及び大臣政務官室並びに財務省本庁舎に所在する四か所の副大臣室及び大臣政務官室である。

これらの執務室において執務する国務大臣、副大臣又は大臣政務官が、本人の判断で喫煙が可能な部屋において喫煙を行ったか否かという個人的な事柄に、政府としてお答えすることは差し控えたい。

平成二十九年五月十七日提出
質問 第三二二二二号

秋篠宮眞子内親王殿下のご婚約内定についての情報漏えいに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

秋篠宮眞子内親王殿下のご婚約内定についての情報漏えいに関する質問主意書

五月十六日の十八時過ぎ、秋篠宮ご夫妻の長女の眞子さまが、大学時代の同級生の男性と婚約される見通しになったという報道が、速報の形で一斉になされた。複数の報道に共通することは、関係者によると眞子さまは、大学の同級生と婚約される見通しになったことであり、結婚の時期は未定とされている。

同日、二十時から宮内庁の山本信一郎長官は約三十分間にわたり、宮内庁長官応接室で記者の取材に応じ、秋篠宮ご夫妻の長女、眞子さまが婚約に向けた準備を進められていることを認めた。

山本長官は、「しかるべき時期に、宮内庁から発表をする計画を進めようとしていた段階」と説明し、「お二方がさまざま準備を整えられた後に、宮内庁として(ご)婚約内定を公表する」とした上で、「現時点で申し上げることは差し控えた」と述べるとどめた。記者からの質疑で、「婚約内定発表や結婚時期の見通しについて、現時点では未定」「申し上げる段階ではない」「分かりません」との説明を宮内庁長官は繰り返した。通常、お二方で会見する形で行われるご婚約内定発表の方法についても「お二人の気持ちを尊重したい」として、明言を避けた。

秋篠宮眞子内親王殿下のご婚約内定については、国民としては、皇室の慶事として喜びにたえないものの、その発表のあり方に疑義があるの

で、以下質問する。

一 五月十六日の十八時過ぎにご婚約内定の第一報がなされたときの、「関係者」によるとの、関係者とは、どのような立場の者か。国家公務員の身分を持つ政府内のしかるべき立場の者か。

この第一報の後、同日二十時から宮内庁長官が会見に応じていることから、「関係者」はこのご婚約内定について予め知り得る立場の政府内のしかるべき立場の者と思われる。政府の見解を示されたい。

二 一に関連して、「関係者」は国家公務員法上の守秘義務違反に該当するのではないか。政府の見解を示されたい。

三 これまでの皇族のご婚約内定に関して、宮内庁長官などのしかるべき立場の者が正式に発表する以前に、「関係者」からの情報提供によって、ご婚約内定の事実が予め漏らされ、それを追認する形で宮内庁長官などが記者会見に応じ、事実を認めた事例はあるか。

四 宮内庁長官の記者会見では、ご婚約内定発表や結婚時期の見通しについて、「現時点では未定」「申し上げる段階ではない」「分かりません」との説明を繰り返したと承知しているが、本来、ご婚約内定についてはまだ十分な準備は進んでいないという理解でよいか。

五 四に関連して、十分な準備が進んでいないにもかかわらず、「関係者」がご婚約内定の事実を報道機関に情報提供をしたのではないか。かかる事実は不適切ではないか。政府の見解を示されたい。

六 五月十六日の衆議院法務委員会理事会では、政府の提出しているテロ等準備罪法案の審議について、翌十七日の内閣総理大臣も出席する審

議が法務委員長長の職権で開催が決められた。これは、国会の慣習では当該法案の採決が与野党の合意の有無にかかわらずなされる公算が高いことを意味するが、この「関係者」は、政府あるいは内閣総理大臣の意向を付度し、意図的に、十六日の夕刻にご婚約内定の事実を情報提供したのではないかと。事実、十七日のメディアの報道はご婚約内定の報道に占められており、その前日までの衆議院法務委員会の動きを報じる動きは激減している。政府の見解を示されたい。

七 本来、皇族の方々のご婚約内定の報道は公式の記者会見の前に情報提供されるべき事案ではなく、静謐な環境の中で準備が進み、その上での時宜を得て、宮内庁長官が記者会見をし、その事実を公表すべきものである。今次の宮内庁の対応、さらには政府の対応は情報管理の点からも不適切ではないか。見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第三二二二号

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎

国務大臣 大島 理森殿

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出秋篠宮眞子内親王殿下のご婚約内定についての情報漏えいに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出秋篠宮眞子内親王殿下のご婚約内定についての情報漏えいに関する質問に対する答弁書
一から三まで、五及び六について
個々の報道に関し、政府としてお答えすることとは差し控えたい。

四及び七について

お尋ねについては、平成二十九年五月十六日に宮内庁で行われた記者の取材に対して山本宮内庁長官が述べ、また、同月十七日午前中に内閣総理大臣官邸で行った記者会見において菅内閣官房長官が述べたとおりであり、政府全体として、情報管理を含め適切な対応を行ってきている。

平成二十九年五月十七日提出
質問 第三二二四号

沖縄県嘉手納米空軍基地におけるパラシュート降下訓練に関する質問主意書
提出者 仲里 利信

沖縄県嘉手納米空軍基地におけるパラシュート降下訓練に関する質問主意書
去る五月十日、米空軍嘉手納基地で、米軍のパラシュート降下訓練がまたしても、しかも夜間に強行された。同基地での訓練は一九九六年のSACO(沖縄に関する特別行動委員会合意)で、伊江島補助飛行場を実施することになっており、伊江島にもかわらず強引に実施されたものであり、国民は米軍の独断的なやり方に強く反発し、憤りと抗議の声を高めている。

そこでお尋ねする。
一 日米両政府は、二〇〇七年の日米合同委員会で、伊江島の天候面などで悪条件があった場合に「嘉手納基地を例外的な場合に使用する」と確認していること承知しているが、この「例外」とはいかなる場合であるか、具体的に明らかにされたい。

二 質問一に關連して、仮に「例外的な場合」が發生した場合に、誰がどのような手続きを誰に行い、そして誰がそれを承認・決定するのか、地元市町村や県、関係機関への事前の連絡・調整はどのように行うのか、明らかにされたい。

三 沖縄県の富川盛武副知事が十二日、米空軍嘉手納基地第十八航空団のクリス・アムライン副司令官に嘉手納基地での夜間のパラシュート降下訓練を実施したことについて抗議するとともに、今後嘉手納基地で実施しないことを求めたところ、アムライン副司令官は嘉手納基地での降下訓練について「日米合同委員会で調整済み」と説明したとのことであるが、この発言について政府の承知するところを明らかにした上で、同発言に対する政府の見解を答えられた。

四 質問三に關連して、沖縄防衛局の伊藤晋哉企画部長は、アムライン副司令官の発言に対して「大変遺憾だ。強く抗議し、訂正を求めている」とのことであるが、政府における同発言の覚知や抗議、訂正の時期は何時か、そして抗議及び訂正の内容をそれぞれ明らかにされたい。

五 稲田朋美防衛大臣は記者会見で、今回のパラシュート降下訓練に対して「例外的な場合には当たらないのではないか」との認識を示すとともに、「例外的に当たるとは米側から十分な説明もなく、事前に日米で認識を共有するに至らないまま嘉手納基地で訓練が行われたことは遺憾」と指摘したとのことであるが、なぜ「SAC O合意違反に該当する」と明言しないのか、その理由を明らかにされたい。

六 沖縄県や嘉手納基地周辺自治体は、これまで嘉手納基地での降下訓練を認めていない。一

方、米軍は嘉手納基地を「潜在的な可能性のある代替的な選択肢」と位置付け、「例外的」を意味する英単語を使っていないことが取材で明らかになっている。日米でこのような食い違いが生じていることについて政府の承知するところを明らかにした上で、米軍が嘉手納基地を「例外的」とせず「代替的な選択肢」としていることについて政府の見解を答えられた。

七 識者は、米空軍のホームページ上で公開されている四月の嘉手納基地でのパラシュート降下訓練を「高高度から降下し、低空でパラシュートを開く訓練である」と指摘しているが、狭隘な地域に住宅地や学校、病院等の民間施設が多数あり、また沖縄本島の幹線道路として交通量が極めて多い国道や県道、市町村道が嘉手納基地の周囲を取り巻いていることを考えると、パラシュートが開かない等の不測の事態が生じた場合には大惨事を招きかねない、極めて危険な行為である。政府はこのような訓練を「遺憾」の言葉だけで済ますのではなく、国民の生命と財産、安心、安全を守るべき主権国家として、強く廃止を求めざるべきではないか。政府の認識と見解を答えられた。

八 米軍は、今年に入り毎月、うるま市の津堅島沖や嘉手納基地でのパラシュート降下訓練を実施しており、伊江島補助飛行場以外での訓練の常態化を狙っているものと思われるが、政府の認識と見解を答えられた。

九 質問八に關連して、また、名護市辺野古でのヘリによる兵士の吊り下げ訓練や、読谷村都屋でのヘリによる車両吊り下げ訓練も実施されていることを考えあわせると、いわば「米軍のやりたい放題、好き勝手な基地の運用」が行われ

ているものと思われるが、政府の認識と見解を答えられた。

十 米軍は「アジア太平洋地域の平和と安全を目的とする日米同盟」の名の下、傍若無人に訓練を行うようになってきているが、政府はこのような米軍の行為が方針に同調するのか、また単に「遺憾」の意を表してお茶を濁し、ほとぼりを冷ますとするのか、それとも米国への追従を見直して「是々非々で物を言う」のか、政府の基本的な考えと対応を明らかにされたい。

十一 一九九六年のSAC O合意事項である「伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練の実施」は、日米両政府の約束事である。政府は、米軍及び米国政府に県民の要求から程遠い最低限度の約束すら守らせることができないのか、政府の認識と見解を答えられた。

十二 沖縄県民は、沖縄県内でのパラシュート降下訓練とヘリによる吊り下げ訓練の廃止を強く要求し続けてきた。この要求は尊い人命が訓練により奪われたという過去の教訓から発した切実なものである。政府はなぜ沖縄県民の要求に真摯に対応しようとしなかったのか、なぜ訓練の廃止が未だに実現できないのか、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第三二四号
平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員仲里利信君提出沖縄県嘉手納米空軍基地におけるパラシュート降下訓練に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出沖縄県嘉手納米空軍基地におけるパラシュート降下訓練に関する質問に対する答弁書

一、五から七まで及び十一については、米軍の説明の逐一について見解を述べることは差し控えるが、日米両政府は、平成八年十二月二日に発表された沖縄に関する特別行動委員会の最終報告(以下「SAC O最終報告」という)において伊江島補助飛行場に移転することとされたパラシュート降下訓練については、引き続き基本的に同補助飛行場で実施し、嘉手納飛行場はあくまでも例外的な場合に限り使用することの認識で一致している。かかる認識については、平成十九年一月二十五日に開催された、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第二十五条の規定に基づき設置された合同委員会で確認されている。いかなる場合がこの例外的な場合に該当するかについては、個別の事例ごとにその具体的な事情に即して判断する必要があるが、あらかじめ一概に述べることは困難であるが、米軍に対し、当該パラシュート降下訓練につき、今後ともSAC O最終報告に沿って同補助飛行場で行うよう求めていく考えである。

また、御指摘の稲田防衛大臣の発言は、平成二十九年五月十日の嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練は、なぜこの例外的な場合に当たるとのかについて米側から十分な説明もな

く、事前に日米両政府間で認識を共有するに至らないまま、訓練が行われたことについて、遺憾である旨を述べたものである。

二について

米軍は、嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を行う場合に、我が国政府に事前に通報することが義務付けられているわけではないが、政府としては、同飛行場で同訓練を行う例外的な場合に当たる理由等について米側から防衛省及び外務省に対して十分な説明を行い、事前に日米両政府間で認識が共有される必要があると考えている。

また、政府としては、米側から同飛行場における同訓練に係る情報が得られれば、速やかに関係自治体に対し、当該情報の提供を行っていただくところである。

三及び四について

御指摘の発言に係る報道は承知しているが、平成二十九年五月十日の嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練については、政府として、米側から十分な説明を受けておらず、事前に日米両政府間で認識を共有するに至らないまま行われたものであり、日米両政府間で事前に調整した上で同訓練が実施されたとは認識していない。

他方、報道関係者の問合せに対し、当該パラシュート降下訓練に関し日米合同委員会で調整した旨を回答した旨、同月十一日に、米軍第十八航空団広報局渉外部から連絡があったことから、政府として、同日、米側に対し、当該回答の内容は事実と反するとして抗議を行ったこと

であるが、同月二十二日時点で、米側において、当該回答の内容を訂正したとは承知していない。

八について

政府としては、米軍は津堅島沖における訓練を含め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)の目的を達成するため、部隊の練度の維持及び向上を図るとの観点から必要な訓練を実施しているものと承知している。また、御指摘の「嘉手納基地でのパラシュート降下訓練」については、一、五から七まで及び十一についてでお答えしたとおりである。

九、十及び十二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、米軍の訓練等は、日米安保条約の目的を達成するため、部隊の練度の維持及び向上を図るとの観点から必要なものとして行われるものであると承知している。

一方、米軍が我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきものであることはいうまでもなく、政府としては、米軍に対して累次にわたりその旨申し入れている。米軍もこの点には十分留意して、安全面の配慮を払うとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう努めていると承知しているが、政府としては、引き続き、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練等については、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう米軍に申入れを行っていく考えである。

平成二十九年五月十八日提出
質問 第三二五号

公共工事や民間工事に対して抗議活動をする住民団体とテロ等準備罪との関係に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

公共工事や民間工事に対して抗議活動をする住民団体とテロ等準備罪との関係に関する質問主意書

道路建設等の公共工事やマンション建設等の民間工事に反対する工事現場近隣に居住する住民団体が工事に対する抗議活動を行うことを相談し、座り込み等で妨害する計画を立てた場合における住民団体とテロ等準備罪との関係について以下、質問する。

- 一 工事中トラックが工事現場に入ると妨害する計画を立てた場合、当該妨害行為は業務妨害罪に該当する可能性がある行為であるが、この計画を立てた住民団体は、抗議活動を行う団体から組織的犯罪集団に変わったということになるのか。
- 二 一の場合、妨害行為の計画のために集まった人は組織的犯罪集団の構成員に該当するのか。計画の場にはいたが、具体的な意思表示をしていない者も構成員に該当するのか。
- 三 工事現場が自宅のすぐ近くであり、日常的に工事現場付近を通る住民の場合、工事現場の辺りを見て回ることが関係場所の下見として実行準備行為に該当する場合はあるか。
- 四 計画の場に参加した段階では具体的な妨害行為をする意思はなく、計画が立てられても、妨害行為が当日に参加しなければ良いと考え、反対意見を言わず暗黙の了解を与えた者も、何を考えていたのかは外形からは分からないことから、任意捜査の対象になり得ると考えるがいか

か。
政府は「一般人は捜査の対象にならない」との答弁を繰り返しているが、公共工事等に対する抗議活動を行う団体に参加した時点で、一般人ではなくると考えているのか。そうだとすると、一般人も組織的犯罪集団の構成員になり得ることになり、構成員は任意捜査の対象になり得るので、結果として、一般人も任意捜査の対象になり得るといふ帰結になると考えるがいか

か。
右質問する。

内閣衆質一九三第三二五号

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出公共工事や民間工事に対して抗議活動をする住民団体とテロ等準備罪との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員初鹿明博君提出公共工事や民間工事に対して抗議活動をする住民団体とテロ等準備罪との関係に関する質問に対する答弁書

一から五までについて
ある事案において、犯罪が成立するかどうかや、ある者が捜査の対象となるか否かについて

は、個別具体的な事実関係に即して判断されるべきものであり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

なお、ある時点においてある団体が現在国会で審議中の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)第六条の二第一項に規定する組織的犯罪集団(以下単に「組織的犯罪集団」という。)に該当すると認められるためには、単に当該団体の構成員が犯罪を計画したというだけでなく、当該時点において当該団体の「結合関係の基礎としての共同の目的」が特定の同法別表第三に掲げる罪を執行することであると認められることが必要であるところ、犯罪の実行を共同の目的とすることなく正当な目的で活動している「住民団体」等の団体は、組織的犯罪集団に該当しない。

その上で、同項又は同条第二項の罪については、組織的犯罪集団であると認められる団体の構成員であるというだけで処罰の対象や捜査の対象となるのではなく、処罰の対象となるのは、同法別表第四に掲げる罪に当たる行為で、「組織的犯罪集団」の団体の活動として、当該行為を執行するための組織により行われるもの又は「組織的犯罪集団」に不正権益を得させ、又は「組織的犯罪集団」の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの」の遂行を二人以上で計画し、「その計画をした者のいづれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画を

した犯罪を執行するための準備行為が行われた」と認められる場合に限り、故意によりこのような二人以上で計画する行為をした者であるとの具体的嫌疑がある場合でなければ捜査の対象となることはない。

平成二十九年五月十八日提出
質問 第三二一六号

トランプ大統領による同盟国から得た情報の漏えいに関する懸念に関する質問主意書
提出者 逢坂 誠二

トランプ大統領による同盟国から得た情報の漏えいに関する懸念に関する質問主意書
アメリカの複数のメディアは、トランプ大統領が五月十日にロシアの外相と会談した際、同盟国から得た機密性の高い情報を漏らしたと報じた。ホワイトハウスは否定しているものの、野党から説明を求める声が高まるなど波紋が広がっている。

ワシントン・ポストやニューヨーク・タイムズは、政府当局者の話として、トランプ大統領がロシアのラブロフ外相や駐米大使と会談した際、過激派組織IISに関する機密性の高い情報を漏らしたと報じている。そこで、問題視されるのは、アメリカの同盟国が情報を入手した場所をロシア側に伝えたことだと指摘される。その場所はIISの支配地域の一都市であり、トランプ大統領がこの都市名を明らかにしたことで、ロシアは当該同盟国がどの国で、その情報収集能力がどの程度であるかを容易に知ることができ、その情報をシリアでの活動などに利用できると指摘されている。

トランプ大統領には機密の指定を解除する権限があるため、情報を伝えたことは違法ではないものの、アメリカの各メディアは、同盟国から得た情報だったため、情報源を危険にさらすおそれがあると批判している。これに対し、マクマスター大統領補佐官は、「誤報だ。大統領はロシア側と共通の脅威について話をしたが、情報源や入手方法は議論をしていない」と否定している。他方、民主党の上院トップのシューマー院内総務は、「事実なら、非常に危険で、アメリカ国民や、この国のために情報を収集する人々の命を危険にさらす」と非難するなど、トランプ大統領に説明を求める声が高まっている。

このような事実を踏まえ、アメリカの同盟国である日本政府の方針を確認したいので、以下質問する。

一 現在アメリカ国内で問題となっている事案は、ノートパソコンなどに爆発物を仕掛け、空港の手荷物検査を通過する新たな手法を編み出したとされる機密性の高い情報で、トランプ政権は、中東やアフリカの一部空港からの渡航者を対象に対処措置を取った。この情報に、日本政府が直接関与することは無いもの、日本政府がアメリカ政府に提供する機密性の高い情報がトランプ大統領を経由して、他国に漏えいする懸念はないのか。またそのための対応策は存在するのか。政府の見解を示されたい。
二 一に関連して、現時点で、IISが編み出したとされる中東やアフリカの一部空港で想定されているような事案、すなわち、ノートパソコンなどに爆発物を仕掛け、日本の空港の手荷物検査を通過する懸念はないのか。政府の見解を示されたい。

三 IISが編み出したとされる、ノートパソコンなどに爆発物を仕掛け、空港の手荷物検査を通過する新たな手法が日本の空港で用いられた場合、これを感知する体制を日本の空港は持っているのか。政府の見解を示されたい。

四 トランプ大統領には機密の指定を解除する権限があるとされるが、これはアメリカの法令上、どのような規定によるのか。政府の把握するところを示されたい。

五 四に関連して、このようなトランプ大統領の権限は、日本政府が提供する機密性の高い情報にも適用されるという理解でよいか。

六 トランプ大統領は、ロシアのラブロフ外相らとの会談で、「すごい機密情報がある。毎日、すごい情報を報告させている」と自慢し、機密性の高い情報を漏えいしたことが報じられているが、このような人物に、たとえ合衆国大統領の職務に就いているとしても、日本政府が提供した機密性の高い情報が報告されることは妥当なことと考えているのか。政府の見解を示されたい。

七 民主党の上院トップのシューマー院内総務は、「事実なら、非常に危険で、アメリカ国民や、この国のために情報を収集する人々の命を危険にさらす」と非難するなど、アメリカ国内ではトランプ大統領に説明を求める声が高まっている。アメリカ政府による詳細な調査が行われ、一定の見解が示されるまで、日本政府がアメリカ政府に機密性の高い情報を提供すること、特にわが国の安全保障に死活的に関わる機

密性の高い情報を提供することには、一定の制限が必要ではないか。
右質問する。

内閣衆質一九三第三二六号

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出トランプ大統領による同盟国から得た情報の漏えいに関わる懸念に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出トランプ大統領による同盟国から得た情報の漏えいに関する懸念に関する質問に対する答弁書

一から三まで、六及び七について

個々の報道及び仮定を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えた。

四及び五について

お尋ねは、米国の機密情報の取扱いに関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

平成二十九年五月十八日提出
質問 第三二七号

国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになった経緯のうち、平成三十年度開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する質問主意書

提出者 宮崎 岳志

国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになった経緯のうち、平成三十年度開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する質問主意書

国家戦略特区制度により獣医学部の新設を認めるにあたり、その開学時期を平成三十年度とすることになった府省間の協議等について、以下の質問に答えられたい。

一 文部科学省は平成二十八年九月二十八日、内閣府との間で、国家戦略特区制度を活用した獣医学部の設置の時期について協議を行っているか。行ったとすれば、その出席者と協議の具体的な内容を示されたい。

二 文部科学省は平成二十八年九月二十八日から十月七日までの間に、内閣府に対し、平成三十年四月開学は設置認可に必要な準備を整えるのが困難であることから、平成三十一年四月開学を目指した対応とすべきではないか、との考え方を伝えたことがあるか。あったのなら、その具体的な日程と内容について示されたい。

三 義家弘介文部科学副大臣は平成二十八年九月二十八日から十月七日までの間に、齋藤健農林水産副大臣との間で、獣医学部の新設に向けた調整に関して話し合いを行ったことがあるか。行ったのであれば、その日程と具体的内容を示されたい。

四 萩生田光一内閣官房副長官は平成二十八年十月七日、国家戦略特区を利用した獣医学部の新設に関連して、文部科学省の職員と面談しているか。しているのであれば、その際の出席者と具体的内容を示されたい。

五 文部科学省は、国家戦略特区制度を利用した獣医学部の設置の時期に関して、内閣府から「官邸の最高レベルが言っていること」「総理のご意向」との趣旨の説明を受けたことはあるか。

六 平成二十八年十月十九日の時点で、文部科学省高等教育局専門教育課に「牧野」という姓の人物は在籍しているか。また「牧野」氏は同日、元衆議院議員北村直人氏と面会しているか。面会していれば、その日程と要件を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九三第三二七号

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになった経緯のうち、平成三十年度開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになった経緯のうち、平成三十年度開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する質問に対する答弁書

一について
先の答弁書(平成二十九年四月十四日内閣衆質一九三第三〇九号)においてお答えしたよう

に、「日本再興戦略改訂二〇一五(平成二十七年六月三十日閣議決定)において「獣医師養成系大学・学部の新設について方針が示され、その後、広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り獣医学部の新設を可能とするための制度改正を行う」旨を、平成二十八年十一月九日の国家戦略特別区域諮問会議において決定した。

その上で、お尋ねの「国家戦略特区制度を活用した獣医学部の設置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当該閣議決定において示された方針を前提として検討が続けられていた獣医学部の新設(以下単に「獣医学部の新設」という。)の時期について、文部科学省と内閣府との間で協議は行われてきたが、同年九月二十八日に協議が行われた事実は確認できない。

二について
平成二十八年九月二十八日から同年十月七日までの間に文部科学省が内閣府に対して御指摘の考え方を伝えた事実は確認できない。

三について
お尋ねの「獣医学部の新設に向けた調整に関して話し合い」の意味するところが必ずしも明らかではないが、義家文部科学副大臣から齋藤農林水産副大臣に対して、獣医学部の新設の件について農林水産省として検討してほしい旨、立ち話でお願いがあったことは両者とも記憶しているが、平成二十八年九月二十八日から同年十月七日までの間のことであったかどうかは確認できず、また他の機会にその件で両者が議論したことはない。

四について

お尋ねの「国家戦略特区を利用した獣医学部の新設」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十八年十月七日頃は国家戦略特別区域に係る会議において獣医学部の新設について議論が行われており、その頃、萩生田内閣官房副長官は、獣医学部の新設やそれに関連する事項について文部科学省等の職員との面談を行っていたが、当該面談の詳細については確認できない。

五について

お尋ねの「国家戦略特区制度を利用した獣医学部の設置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省は、同省と内閣府との協議において、同府から、獣医学部の新設の時期に関して「官邸の最高レベルが言っていること」及び「総理のご意向」との趣旨の説明を受けたことはない。

六について

平成二十八年十月十九日の時点で文部科学省高等教育局専門教育課に「牧野」という職員は在籍していた。当該職員が御指摘のように面会した事実は確認できない。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成二十九年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第一条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項の表第二十八条第四項の項中「次条第三項」を「次条第四項」に改め、同表第二十八条の二第三項の項中「第二十八条の二第三項」を「第二十八条の二第四項」に、「又は同項」を「場合、同項」に、「国家戦略特別区域法」を「場合、国家戦略特別区域法」に、「又は第一項」を「第一項」に改める。

第十二条の四の見出しを削り、同条第一項中「別表の一の三の項を「別表の一の四の項」に改め、「昭和二十二年法律第六十四号」を削り、同条第八項の表中

保育士試験委員

国家戦略特別区域限

定保育士試験委員

第十八条の八第三項及第十八条の十一第一項第十八条の九第一項

保育士試験委員

国家戦略特別区域限

一般社団法人又は一般財団法人

法人

定保育士試験委員

に改める。

第十二条の四第八項の表第十八条の十第二項の項中「第十二条の四第七項」を「第十二条の五第七項」に改め、同表第十八条の十九第一項第一号の項中「第十二条の四第四項各号」を「第十二条の五第四項各号」に改め、同表第十八条の二十四の項中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同表第十二項中「第十二条の四第十二項」を「第十二条の五第十二項」に改め、同表第十三項の表中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条を第十二条の五とする。

第十二条の三の次に次の見出し及び一条を加える。(児童福祉法等の特例)

第十二条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、

国家戦略特別区域小規模保育事業(国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、当該国家戦略特別区域において、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の三

第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児について、その保育(同条第七項に規定する保育をいう。以下この項において同じ。)を目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において保育を行う事業をいう。以下この条及び別表の一

の三の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域小規模保育事業は、同

法、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)その他の法令の規定の適用については、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業に含まれるものとする。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域小規模保育事業を実施する区域を定めるものとする。

3 第一項の場合における児童福祉法の規定の適用については、同法第三十四条の十五第五項ただし書中「利用定員の総数(同法第十九条第一項第三号)とあるのは「利用定員の総数(同法第十九条第一項第三号(国家戦略特別区域法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業に係る特定地域型保育事業所(以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。))にあつては、子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号及び第三号)」と、「必要利用定員総数(同法第十九条第一項第三号)とあるのは「必要利用定員総数(同法第十九条第一項第三号(国家戦略特別区域特定小規模保育事業所にあつては、同項第二号及び第三号)」とするほか、必要な技術的統替えは、政令で定める。

4 第一項の場合における子ども・子育て支援法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句とするほか、必要な技術的統替えは、政令で定める。

第二十九条第一項	とき	<p>とき、又は支給認定子ども(同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳以上保育認定子ども」という。)が、支給認定の有効期間内において、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業(以下単に「国家戦略特別区域小規模保育事業」という。)として行われる保育を行う事業者である特定地域型保育事業者(以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。)から特定地域型保育を受けたとき</p>	<p>当該満三歳未満保育認定子ども又は当該満三歳以上保育認定子ども</p>	<p>当該特定地域型保育</p>	<p>要した費用</p>	第二十九条第二項	とする。	<p>とし、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けようとする満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に支給認定証を提示して当該特定満三歳以上保育認定地域型保育を当該満三歳以上保育認定子どもに受けさせるものとする。</p>	第二十九条第三項第一号	<p>当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用又は当該特定満三歳以上保育認定地域型保育に要した費用</p>	<p>当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用又は当該特定満三歳以上保育認定地域型保育に要した費用</p>
第二十九条第五項	とき	<p>当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用</p> <p>当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用</p> <p>とき、又は満三歳以上保育認定子どもが国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けたとき</p>	<p>当該満三歳未満保育認定子ども</p>	<p>当該特定地域型保育事業者</p>	<p>要した費用</p>	第三十条第一項第三号	<p>第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</p>	<p>満三歳以上保育認定子ども</p> <p>満三歳以上保育認定子ども</p> <p>もの(特定満三歳以上保育認定地域型保育を除く。)</p>	第四十三条第一項	<p>利用定員(もの)</p>	<p>利用定員(国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る)</p>
第三十条第一項第一号	とき	<p>当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用</p> <p>当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用</p> <p>とき、又は満三歳以上保育認定子どもが、当該満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者が同項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けたとき</p>	第三十条第一項第一号	<p>当該満三歳以上保育認定子ども</p>	<p>満三歳以上保育認定子ども</p>						

第四十五條第二項	その 、その	利用定員及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とし、その
総数が	総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所(以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。)における前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している支給認定子どもの総数)が	総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に應ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を
総数を	満三歳未満保育認定子どもを	満三歳未満保育認定子ども(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども)を
第四十五條第四項	満三歳未満保育認定子ども	満三歳未満保育認定子ども(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども)
第五十四條第一項	満三歳未満保育認定子ども	満三歳未満保育認定子ども(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所を利用しようとする満三歳以上保育認定子どもを含む。以下この項において同じ。)
第六十一条第二項第一号	限る。	限る。(国家戦略特別区域特定小規模保育事業所にあつては、同項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数)

第十三条第一項中「別表の一の四の項」を「別表の一の五の項」に改める。

第十六条の五第一項中「別表の四の五の項」を「別表の四の六の項」に改め、同条第二項中「第十六条の五第一項」を「第十六条の六第一項」に改め、同条を第十六条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

第十六条の七 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業(外国人がその有する知識又は技能を活用して国家戦略特別区域において海外需要開拓支援等活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、通訳又は翻訳その他の業務に従事することにより、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品若しくは役務の海外における需要の開拓又は国内における外国人観光旅客に対するこれらの商品若しくは役務の提供を支援する活動)を行うこと)を促進する事業をいう。以下この条及び別表の四の七の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動又は同表の技能の項の下欄に掲げる活動(いずれも第三項に規定する対象海外需要開拓支援等活動を含むものに限る。)を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合には、海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準(国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために

我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品若しくは役務の海外における需要の開拓又は国内における外国人観光旅客に対するこれらの商品若しくは役務の提供を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をいう。)を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、同号中「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準」とあるのは、「国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十六条の七第一項に規定する海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準」とする。

3 第一項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業の対象となる海外需要開拓支援等活動(次項において「対象海外需要開拓支援等活動」という。)の内容を定めるものとする。

4 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業を定めようとするときは、あらかじめ、対象海外需要開拓支援等活動として定めようとする活動の内容が入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動又は同表の技能の項の下欄に掲げる活動に該当していることについて、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

第十六条の五 国家戦略特別区域会議が、第八
 条第二項第二号に規定する特定事業として、
 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業
 (国家戦略特別区域内において農業支援活動
 (農作業に従事し、又は農作業及び農畜産物
 を原料若しくは材料として使用する製造若し
 くは加工の作業その他農業に付随する作業で
 あつて政令で定めるものに従事することによ
 り、農業経営を行う者を支援する活動をい
 う。以下この項において同じ。)を行う外国人
 (農業に関する知識経験その他の事項につい
 て農業支援活動に従事するために必要なもの
 として政令で定める要件を満たすものに限
 る。以下この条において同じ。)を、本邦の公
 私機関(第三項に規定する指針に照らして
 必要な措置を講じていることその他の農業支
 援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実
 に行うために必要なものとして政令で定める
 基準に適合するものに限る。以下この項及び
 第三項において「特定機関」という。)が雇用契
 約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項
 及び別表の四の五の項において同じ。)を定め
 た区域計画について、内閣総理大臣の認定を
 申請し、その認定を受けたときは、当該認定
 の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しよう
 とする外国人から、特定農業支援活動(特定
 機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別
 区域内に限って行う農業支援活動をいう。以
 下この項及び次項において同じ。)を行うもの
 として、入管法第七条の二第一項の申請があ
 つた場合には、当該特定農業支援活動を入
 管法第七条第一項第二号に規定する入管法別
 表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法
 務大臣があらかじめ告示をもつて定めるもの

に該当するものとみなして、入管法第七条の
 二第一項の証明書を交付することができる。
 2 外国人が前項の証明書を提出して入管法第
 六条第二項の申請をした場合における入管法
 第七条第一項第二号の規定の適用について
 は、当該申請に係る特定農業支援活動を入管
 法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動とし
 て法務大臣があらかじめ告示をもつて定める
 ものに該当するものとみなす。
 3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域農業支
 援外国人受入事業に関して、受け入れる外国
 人に対する研修の実施及び情報の提供、関係
 行政機関との連携の確保その他のその適正か
 つ確実な実施を図るために特定機関その他関
 係者が講ずべき措置を定めた指針を作成する
 ものとす。
 4 前条第四項から第六項までの規定は、前項
 に規定する指針について準用する。
 第三十条中第八号を第九号とし、第七号を第
 八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に
 次の一号を加える。
 六 第十六条の五第三項に規定する指針に関
 し、同条第四項において準用する第十六条
 の四第四項に規定する事項を処理するこ
 と。
 第三十七条の四の見出しを「革新的な医薬品
 等の迅速かつ効率的な開発等を促進するための
 医療関係者等に対する援助」に改め、同条中
 「厚生労働大臣を」を「国」に改め、「において」の下
 に「革新的な医薬品(医薬品医療機器等法第二条
 第一項に規定する医薬品をいう。以下この条に
 おいて同じ。)及び」を、「ため」の下に「国家戦
 略特別区域内の臨床研究中核病院(医療法第四
 条の三に規定する臨床研究中核病院をいう。以

下この条において同じ。)において行われる当該
 医薬品の研究開発の実施に携わる者及び」を加
 え、「(医療法第四条の三に規定する臨床研究中
 核病院をいう。)」を削り、同条を第三十七条の
 六とし、同条の次に次の一条を加える。
 (自動車の自動運転等の有効性の実証を行う
 事業活動に対する援助)
 第三十七条の七 国及び関係地方公共団体は、
 自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又
 は自動操縦その他これらに類する高度な産業
 技術であつて技術革新の進展に即応したもの
 の有効性の実証を行う事業活動を集中的に推
 進することにより、産業の国際競争力の強化
 及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るた
 め、国家戦略特別区域内において当該事業活
 動を行う者に対する道路交通法(昭和三十五
 年法律第五号)、航空法(昭和二十七年法律
 第二百三十一号)、電波法(昭和二十五年法律
 第二百三十一号)その他の法令の規定に基づく
 手続に関する情報の提供、相談、助言その他
 の援助を行うものとする。
 2 第三十六条の二第二項から第四項までの規
 定は、前項の規定により国及び関係地方公共
 団体が援助を行う場合について準用する。こ
 の場合において、同条第二項中「前項」とあ
 り、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、
 「第三十七条の七第一項」と読み替へるものと
 する。
 第三十七条の三を第三十七条の五とし、第三
 十七条の二を第三十七条の四とし、第三十七
 条の次に次の二条を加える。
 (情報通信技術を利用した事業場外勤務の活
 用のための事業主等に対する援助)
 第三十七条の二 国及び関係地方公共団体は、

国家戦略特別区域において、情報通信技術利
 用事業場外勤務(在宅勤務その他の労働者が
 雇用されている事業場における勤務に代えて
 行う事業場外における勤務であつて、情報通
 信技術を利用して行うものをいう。以下この
 項において同じ。)の活用を支援することによ
 り、産業の国際競争力の強化又は国際的な経
 済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展
 開を図るため、国家戦略特別区域内に事業場
 を有する事業主若しくは国家戦略特別区域内
 に新たに事業場を設置する事業主又はこれら
 の事業主が雇用する労働者に対し、情報通信
 技術利用事業場外勤務に関する情報の提供、
 相談、助言その他の援助を行うものとする。
 2 第三十六条の二第二項から第四項までの規
 定は、前項の規定により国及び関係地方公共
 団体が援助を行う場合について準用する。こ
 の場合において、同条第二項中「前項」とあ
 り、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、
 「第三十七条の二第一項」と読み替へるものと
 する。
 (海外における事業の展開のために外国人を
 雇用しようとする事業主に対する援助)
 第三十七条の三 国及び関係地方公共団体は、
 国家戦略特別区域において、産業の国際競争
 力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成
 に資する事業の円滑な展開を図るため、海外
 における事業の展開のために外国人を雇用し
 ようとする事業主に対し、入国管理制度に関
 する情報の提供その他の援助を行うものとな
 る。
 別表中一の四の項を一の五の項とし、同表の
 一の三の項中「第十二条の四」を「第十二条の五」
 に改め、同項を同表の一の四の項とし、同表の
 一の二の項の次に次のように加える。

一の三	国家戦略特別区域小規模保育事業	第十二条の四
四の七	国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業	第十六条の七
四の五	国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業	第十六条の五

別表の四の五の項中「第十六条の五」を「第十六条の六」に改め、同項を同表の四の六の項とし、同項の次に次のように加える。

四の七 国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業 第十六条の七

四の五 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 第十六条の五

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項中「第二号」を「第一号」に、「同号において」を「第四号において」に、「酒税法第七条第二項」を「第一号又は第三号に掲げる酒類にあつては酒税法第七条第二項及び第十二条第四号の規定は、適用しないものとし、第二号又は第四号に掲げる酒類にあつては同法第七条第二項」に改め、同項第二号中「当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品(特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)」を「特産農産物等」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 酒税法第三条第十七号に規定する原料用アルコール(同条第十号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が特産農産物等を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機(同号イに規定する単式蒸留機をいう)により蒸留したものに限り。同条第十七号に規定する原料用アルコールの製造免許

第二十八条の二第一項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 酒税法第三条第十号に規定する単式蒸留焼酎(当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品(特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。第三号及び第四号において「特産農産物等」という。)を主たる原料としたものに限る。同条第十号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許

第二十八条の二第二項中「第二十八条の二第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の下に」条件及び製造する酒類の数量につき酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するためものとして財務省令で定める数量を超えない範囲内に限る旨の、第二十八条の二第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の下に、同項第三号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十八条の二第一項第三号に掲げる酒類に限る旨」と、同項第四号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十八条の二第一項第四号に掲げる酒類に限る旨」とを加え、同条第四項中「酒税法第七条第三項第三号(果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。)」の

を「次の各号に掲げるに、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 酒税法第七条第三項第二号(単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者に係る部分に限る。第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者

二 酒税法第七条第三項第三号(果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。第一項の規定の適用を受けて同項第二号に定める酒類の製造免許を受けた者

第二十八条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「又は同項」を「同項」に、「には」を「又は同項の規定の適用を受けて同項第三号に定める酒類の製造免許を受けた者が前項の規定に違反した場合には」に、「同項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用を受けて同項第三号に定める酒類の製造免許を受けた者は、同項の構造改革特別区域内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合、当該構造改革特別区域内に所在するホテル、旅館、酒場その他の営業場において酒類を飲用に供することを業とする者に対し、当該営業場において飲用に供させるために販売する場合その他これらに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、その製造した同号に掲げる酒類を販売してはならない。

附則第三条及び第四条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第二条中構造改革特別区域法附則第三条及び第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

(検討)
第二条 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第六項に規定する公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、同法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者が第三者に対して同法第二条第一項に規定する公共施設等の使用を許すことが可能となるよう、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であつて技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動が積極的に行われるよう、この法律の施行後一年以内を目途として、当該事業活動に関連する規制の見直しその他の当該事業活動の集中的な推進を図るための施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第三条及び第四条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条の五第五号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改める。

(所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第四条 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第三百三十七条のうち構造改革特別区域法第二十八条第一項第一号及び第二十八条の二第一項第一号を「第二十八条の二第二項第二号」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第五条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の六中「指針」の下に「及び同法第十六条の五第三項に規定する指針」を加える。

理由

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に係る出入国管理及び難民認定法の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、地域の特産物を用いた単式蒸留焼酎及び原料用アルコールの製造に係る酒税法の特例措置の追加等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に係る出入国管理及び難民認定法の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、地域の特産物を用いた単式蒸留焼酎及び原料用アルコールの製造に係る酒税法の特例措置の追加等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国家戦略特別区域法の一部改正

(一) 児童福祉法の特例として、小規模保育事業の対象を満三歳未満から小学校就学前までの乳児・幼児に拡大するとともに、国家戦略特別区域限定保育士試験の指定試験機関として、一般社団法人又は一般財団法人以外の法人を指定できるものとする。

(二) 出入国管理及び難民認定法の特例として、農作業等に従事する外国人の入国・在留を可能とし、併せてクールジャパン・インバウンドを促進する人材について、一定の要件の下で入国を推進すること。

(三) テレワークの活用のための事業主等に対する援助、海外における事業の展開のために外国人を雇用しようとする事業主に対する援助、革新的な医薬品の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療関係者等に

対する援助及び自動車の自動運転、小型無人機等の高度な産業技術の有効性の実証を行う事業活動に対する援助を行うこと。

(四) 自動車の自動運転、小型無人機等の高度な産業技術の有効性の実証を行う事業活動

に関連する規制の見直し等及び公共施設等運営権者が第三者に対して公共施設等の使用を許すことが可能となるための具体的方策について、この法律の施行後一年以内を目途として、検討を加え、必要な措置を講ずること。

2 構造改革特別区域法の一部改正

(一) 酒税法の特例として、地域の特産物を原料とする単式蒸留焼酎又は原料用アルコールの製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとする。

(二) 新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限及び構造改革特別区域計画の認定を申請する期限とされている平成二十九年三月三十一日を平成三十四年三月三十一日まで延長すること。

3 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、2の(二)の改正規定は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に係る出入国管理及び難民認定法の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を

図るため、地域の特産物を用いた単式蒸留焼酎及び原料用アルコールの製造に係る酒税法の特例措置の追加等の措置を講ずる本法案は、妥当なものとの認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。右報告する。

平成二十九年五月十六日

地方創生に関する特別委員長 木村 太郎

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 国家戦略特別区域の新規指定及び国家戦略特別区域における追加の規制改革事項の決定に至る過程の透明性・公正性を確保すること。

二 国家戦略特別区域諮問会議の中立性を確保する観点から、民間議員等が私的な利益の実現を図って議論を誘導し、又は利益相反行為に当たる発言を行うことを防止するため、民間企業の役員等を務め又は大量の株式を保有する議員が、会議に付議される事項について直接の利害関係を有するときは、審議及び議決に参加させないことができるものとする。

また、各国家戦略特別区域において特定事業を実施すると見込まれる者を公募する場合には、十分な募集期間を設けるなど、手続の公正性・公平性の確保に留意すること。

三 現在国家戦略特別区域に指定されている十区域の評価結果を踏まえ、個々の事業の進捗状況や規制改革メニューの活用が不十分であるなど、評価が著しく低い区域に対しては、指定の在り方を含め、P D C A サイクルによる進捗管理を厳格に行うこと。また、可能な限り定量的な評価を行うため、国家戦略特別区域計画に予め数値目標を定め、その達成度を測るなど、国民に対してわかりやすい形で評価を行うよう努めること。

四 国家戦略特別区域小規模保育事業の実施に当たっては、満三歳以上の子どもの保育に関し、同年齢の子どもとの触れ合いの中で協調性や社会性を育む重要な段階であることに配慮するとともに、限られた空間の中で活動量の異なる異年齢の子どもが集団で保育を受けることになることに鑑み、安全管理対策に万全を期すること。

五 新たに国家戦略特別区域限定保育士事業の指定試験機関となる法人について、試験実施機関としての適格性・公正性の確保に万全を期すること。また、政府は、待機児童問題の解消に不可欠な保育士の更なる確保に向け、保育士の処遇の改善をはじめとして、いわゆる「潜在保育士」の再就職支援のための取組を一層強化すること。

六 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業の実施に当たっては、外国人材に対する人権侵害行為を防止すること、日本人農業労働者と同程度の賃金水準を維持すること、労働時間や休日、休暇等の適切な就労環境を確保すること、特定機関等による不当な利益追求を防止すること等、事業運営の適正化を確保するため、適正

受入管理協議会を核に、特定機関及び農業経営体等に対する監督及び指導を徹底すること。

また、本事業の全国展開については、国内全産業における賃金や就労環境の低下につながらないよう見極めるとともに、地域社会や日本人就業者に与える影響等について慎重に検討した上で判断すること。

七 我が国の成長戦略、第四次産業革命を牽引する、自動車の自動運転及び小型無人機の遠隔操作等の高度な産業技術の社会実装を世界に先駆けて実現するため、迅速かつ集中的に実証実験を行うことができるよう、日本版レギュラトリー・サンドボックス制度を速やかに創設すること。

なお、実証実験に際しては、地域の住民等の理解の下、その安全の確保に万全を期すること。

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
平成二十九年五月二十六日
提出者
文部科学委員長 永岡 桂子

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案(第八号)の一部を次のように改正する。
文化芸術基本法
目次中「基本方針」を「文化芸術推進基本計画等」に改め、「第七条の下に「・第七条の二」を加え、「第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策(第八号)」を次のように改める。

「第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策(第八号)」を次のように改める。
「第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策(第八号)」を「第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策(第八号)」に改め、「第七条の下に「・第七条の二」を加え、「第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策(第八号)」を次のように改める。

八条―第三十五条)を「第三章 文化芸術に関する基本的施策(第八号―第三十五条)」に係る体制の整備(第三十六条―第三十七条)に改める。

前文のうち第三項中「今」の下に、「文化芸術により生み出される様々な価値を生かして」を加え、第四項中「ためには」の下に、「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し」を加え、第五項中「の振興について」を「に関する施策について」に、「の振興に関する」を「に関する」に改め、「総合的」の下に「かつ計画的」を加える。

第一条中「かんがみ、文化芸術の振興」を「鑑み、文化芸術に関する施策」に、「責務」を「責務等」に、「の振興に関する」を「に関する」に改め、「総合的」の下に「かつ計画的」を加える。

第二条第一項及び第二項中「の振興」を「に関する施策の推進」に改め、同条第三項中「の振興」を「に関する施策の推進」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「その」の下に「年齢、障害の有無、経済的な状況又は」を加え、同条第四項中「の振興」を「に関する施策の推進」に、「において」を「及び世界において」に、「図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう」を「図られるよう」に改め、同条第五項から同条第八項までの規定中「の振興」に関する施策の推進に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

八 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図られるよう配慮されなければならない。

九 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図られるよう配慮されなければならない。

第十条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図られるよう配慮されなければならない。

第三条及び第四条中「の振興」を削る。
第五条の次に次の二条を加える。
(文化芸術団体の役割)
第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)
第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。
第六条中「の振興」を削り、「又は財政上」を「財政上又は税制上」に改める。

「第二章 基本方針」を「第二章 文化芸術推進基本計画等」に改める。
第七条に見出しとして「(文化芸術推進基本計画)」を付し、同条第一項中「の振興に関する施策」を「に関する施策」に改め、「総合的」の下に「かつ計画的」を加え、「の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」を「に関する施策」に関する基本的

るよう配慮されなければならない。
第二条に次の一項を加える。
10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図られるよう配慮されなければならない。

な計画(以下「文化芸術推進基本計画」に改め、同条第二項中「基本方針」を「文化芸術推進基本計画」に改め、「の振興」を削り、「総合的」の下に「かつ計画的」を加え、同条第三項中「基本方針」を「文化芸術推進基本計画」に改め、同条第五項中「前二項」を「前三項」に、「基本方針」を「文化芸術推進基本計画」に改め、同条第六項とし、同条第四項中「基本方針」を「文化芸術推進基本計画」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

第二章中第七条の次に次の一条を加える。
(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするこ

きは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章の章名中「の振興」を削る。
第八条中「支援」の下に、「これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援」を加える。

第九条中「製作、上映を制作、上映、展示に改め、「支援」の下に、「メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催」を加える。

第十条中「歌舞伎」の下に、「組踊を、「公演」の下に、「これに用いられた物品の保存」を加える。
第十一条中「公演」の下に、「これに用いられた物品の保存」を、「支援」の下に、「これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援」を加える。

第十二条の見出し中「生活文化」を「生活文化の振興並びに」に改め、同条中「書道」の下に、「食文化」を、「文化をいう。の下に「の振興を図ることに」を加える。
第十四条の見出し中「振興」を「振興等」に改め、同条中「振興」を「振興及びこれを通じた地域の振興」に改め、「展示」の下に、「芸術祭」を加える。

第十五条第一項中「我が国」の下に「及び世界」を加え、「とともに、世界の文化芸術活動の発展に資する」を削り、「の国際的な交流及び」の下に「芸術祭その他の」を、「参加」の下に、「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及」を加え、「修復等に関する協力」を「修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国

際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」に改める。
第十六条中「の企画等を行う者」を「に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者に改め、「における研修」の下に、「教育訓練等の人材育成を、「の確保」の下に、「文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備」を加える。

第十九条中「開発」の下に、「日本語教育を行う機関における教育の水準の向上」を加える。
第二十条中「隣接する権利」の下に「以下この条において「著作権等」という。」を加え、「これらに関する国際的」を「著作権等に関する内外の」に、「これらの」を「著作権等の」に、「これらに關し、制度の整備、調査研究」を「著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び」に改める。
第二十二条中「ため」の下に、「これらの者の行う創造的活動、公演等への支援」を加える。
第二十四条中「文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。）」を「文化芸術団体」に改める。
第二十八条の見出し中「配慮」を「配慮等」に改め、同条に次の一項を加える。
2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。
第二十九条の次に次の一条を加える。
(調査研究等)
第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提

供その他の必要な施策を講ずるものとする。
第三十一条中「措置」の下に、「文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援」を加える。
第三十二条第一項中「学校」を「学校等」に改め、「社会教育施設」の下に、「民間事業者」を加え、同条第二項中「学校」を「学校等」に改め、「医療機関」の下に、「民間事業者」を加える。
第三十四条中「の振興」を削る。
第三十五条中「の振興のために必要な」を「に關する」に改める。

本則に次の一章を加える。
第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備(文化芸術推進会議)
第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。
(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条(第五号に係る部分に限る。)の規定は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成二十九年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提

供その他の必要な施策を講ずるものとする。
第三十一条中「措置」の下に、「文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援」を加える。
第三十二条第一項中「学校」を「学校等」に改め、「社会教育施設」の下に、「民間事業者」を加え、同条第二項中「学校」を「学校等」に改め、「医療機関」の下に、「民間事業者」を加える。
第三十四条中「の振興」を削る。
第三十五条中「の振興のために必要な」を「に關する」に改める。

本則に次の一章を加える。
第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備(文化芸術推進会議)
第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。
(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条(第五号に係る部分に限る。)の規定は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成二十九年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「文化芸術振興基本法を『文化芸術基本法』に改める。

- 一 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)第二十一条第五号
- 二 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成十六年法律第八十一号)第三条第三項
- 三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律(平成十八年法律第九十七号)第二条第三項
- 四 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成二十四年法律第四十九号)前文第九項及び第一条
- 五 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第一条

理由

文化芸術に関する施策の一層の推進を図る観点から、文化芸術振興基本法について、題名の改正、基本理念の見直し、文化芸術推進基本計画等に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件

右国会に提出する。

平成二十八年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第二百二十五号。以下「法」という。)第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更に

ついて(平成二十八年十二月九日閣議決定)に基づき別紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めらる。

別紙

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとして、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第千六百九十五号及び同年十月七日の国際連合安

全保障理事会議長声明にも違反するものである。さらに、平成二十八年一月六日に北朝鮮が核実験を実施したこと及び同年二月七日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したこと、平成二十八年三月二日(ニューヨーク時間)に国際連合安全保障理事会決議第二千二百七十号が採択されたこと並びに平成二十八年九月九日に北朝鮮が核実験を実施したこと等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要

があると認め、法第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国

北朝鮮

三 特定船舶

- (一)北朝鮮籍のすべての船舶
- (二)外国の国籍を有する船舶(北朝鮮籍のものを除く)のうち、平成二十八年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づき手続等によつて確認されたもの
- (三)国際連合安全保障理事会の決定又は国際連

合安全保障理事会決議第七百十八号十二に従つて設置された委員会による決定若しくは指定(以下「関連決定等」という。)に基づき、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号八(d)等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶(その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。)であつて、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの(上記(一)又は(二)に該当する船舶を除く。)

(四)日本の国籍を有する船舶のうち、平成二十八年十二月九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づき手続等によつて確認されたもの(上記(三)に該当する船舶を除く。)

四 入港禁止の期間

(一)については、平成十八年十月十四日から平成二十九年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号(北朝鮮籍船舶、貨客船)については、平成十八年十月十三日から平成二十九年四月十三日までの間。

(二)については、平成二十八年二月二十日から平成二十九年四月十三日までの間。

(三)については、平成二十八年四月二日から平成二十九年四月十三日までの間。ただし、平成二十八年四月一日以降に(三)の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日から平成二十九年四月十三日までの間。

(四)については、平成二十八年十二月十日から平成二十九年四月十三日までの間。

五 法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあつては、同号に規定する日

(一)については平成二十八年二月十九日。

(四)については平成二十八年十二月九日。

六 法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

平成二十八年十二月九日以降に(三)の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日。(四)については平成二十八年十二月十日。

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項

必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の

平成二十九年五月三十日 衆議院會議録第二十九号

執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようとする。

また、(二)に關し、外務大臣は、閣議決定等に基づき、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号八(d)等の規定により課された凍結若しくはその他の関連する措置の対象とされた船舶又は当該措置の対象とならないこととされた船舶の国際海事機関船舶識別番号を直ちに告示する。

理由

特定船舶の入港の禁止に關する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に關する特別措置法」に基づく特定船舶の入港禁止措置に關する閣議決定の変更に「て」に基づく入港禁止の実施につき、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めなければならないからである。

特定船舶の入港の禁止に關する特別措置法

第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件

(内閣提出、第九十二回国会承認第一号)

一 本件の目的及び要旨

本件は、平成十八年十月十四日から北朝鮮船舶の全ての船舶の入港を禁止することとする同年十月十三日の閣議決定、平成二十八年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された第三国籍船舶の入港を禁止することとする同年二月十九日の閣議決定及び国際連合安全保障

特定船舶の入港の禁止に關する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件(第九十二回国会提出及び同報告書) 特定船舶の入港の禁止に關する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件及び同報告書

障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港を禁止することとする同年四月一日の閣議決定等により変更された平成十八年七月五日の閣議決定について、北朝鮮が平成二十八年九月九日に核実験を実施したこと等を踏まえ、十二月九日、同日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された日本籍船舶に対しては、平成二十九年四月十三日までの間、本邦の港への入港を禁止する等の変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に關する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めめるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港禁止を実施する措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

平成二十九年五月二十六日

国土交通委員長 西銘恒三郎

衆議院議長 大島 理森殿

特定船舶の入港の禁止に關する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件

右 国会に提出する。

平成二十九年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定船舶の入港の禁止に關する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件(第九十二回国会提出及び同報告書) 特定船舶の入港の禁止に關する特別措置法(平成十六年法律第二百二十五号。以下「法」という。)第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に關する特別措置法」に基づく特定船舶の入港禁止措置に關する閣議決定の変更に「て」(平成二十九年四月七日閣議決定)に基づき別紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めめる。

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第九千六百九十五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。さらに、平成二十八年一月六日に北朝鮮が核実験を実施したこと及び同年二月七日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したこと、平成二十八年三月二日(ニューヨーク時間)に国際連合安全保障理事会決議第二千二百七十七号が採択されたこと並びに平成二十八年九月九日に北朝鮮が核実験を実施したこと等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、

我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国

北朝鮮

三 特定船舶

- (一)北朝鮮籍のすべての船舶
- (二)外国の国籍を有する船舶(北朝鮮籍のものを除く。)のうち、平成二十八年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づき手続等によつて確認されたもの
- (三)国際連合安全保障理事会の決定又は国際連合安全保障理事会決議第七百十八号十二に従つて設置された委員会による決定若しくは指定(以下「閣議決定等」という。)に基づき、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号八(d)等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶(その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。)であつて、その国際海事機関船舶識別番号が閣議決定等において明示されるもの(上記(一)又は(二)に該当する船舶を除く。)
- (四)日本の国籍を有する船舶のうち、平成二十八年十二月九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づき手続等によつて確認されたもの(上記(三)に該当する船舶を除く。)

四 入港禁止の期間

(一)については、平成十八年十月十四日から平成三十一年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号(北朝鮮船舶、貨客船)については、平成十八年十月十三日から平成三十一年四月十三日までの間。

(二)については、平成二十八年二月二十日から平成三十一年四月十三日までの間。

(三)については、平成二十八年四月二日から平成三十一年四月十三日までの間。ただし、平成二十八年四月一日以降に(三)の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日から平成三十一年四月十三日までの間。

(四)については、平成二十八年十二月十日から平成三十一年四月十三日までの間。

五 法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日

(一)については平成二十八年二月十九日。

(四)については平成二十八年十二月九日。

六 法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

平成二十八年十二月九日以降に(三)の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日。(四)については平成二十八年十二月十日。

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項

一 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

また、(三)に関し、外務大臣は、関連決定等に基づき、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号八(d)等の規定により課された凍結若しくはその他の関連する措置の対象とされた船舶又は当該措置の対象とならないこととされた船舶の国際海事機関船舶識別番号を直ちに告示する。

理由

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めなければならないからである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の

入港禁止の実施につき承認を求めめるの件

(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、平成十八年十月十四日から北朝鮮船舶の全ての船舶の入港を禁止することとする同年十月十三日の閣議決定、平成二十八年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された第三国籍船舶の入港を禁止することとする同年二月十九日の閣議決定、国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港を禁止することとする同年四月一日の閣議決定及び同年十二月九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された日本籍船舶の入港を禁止することとする同年十二月九日の閣議決定等により変更された平成十八年七月五日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、平成二十九年四月七日に入港禁止の期間を平成三十一年四月十三日まで二年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めらるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港禁止を実施する措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十九年五月二十六日

国土交通委員長 西銘恒三郎

衆議院議長 大島 理森殿

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年四月十二日

参議院議長 伊達 忠一

衆議院議長 大島 理森殿

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

(昭和四十八年法律第一百七号)の一部を次のように改正する。

目次中「届出(第八条)」を「措置(第八条、第八条の二)」に改める。

第二条第六項第一号中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 この法律において「特定一般化学物質」とは、一般化学物質のうち、次の各号のいずれかに該当する化学物質をいう。

一 イ又は口のいずれかに該当するものであること。
イ 継続的に摂取される場合には人の健康を著しく損なうおそれがあるものであること。
ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質(元素を含む)がイに該当するもの(自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。)であること。
二 イ又は口のいずれかに該当するものであること。
イ 継続的に摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に著しい支障を及ぼすおそれがあるものであること。
ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質(元素を含む)がイに該当するもの(自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。)であること。
三 第二条第二項中「含む。」の下に「に基づき環境に影響を及ぼすものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める方法により算出される当該新規化学物質の数量」を加え、「同号の政令」を「政令」に改める。
第四条第三項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四項の規定による通知をしたときは、前項の規定による公示の際、併せて第四項の判定の結果を公示しなければならない。

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項又は第二項の規定により判定した場合において、前条第一項の届出に係る新規化学物質が、第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するものであつて、第二条第八項各号のいずれかに該当するもの(以下「特定新規化学物質」という。)と判定したときは、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

ただし、第二条第五項の規定による指定をされたものについては、この限りでない。

第五条第五項中「含む。」の下に「に基づき環境に影響を及ぼすものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める方法により算出される当該新規化学物質の数量」を加え、「前項第一号の」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条第九項中「前条第五項及び第六項」を「前条第七項及び第八項」に、「第五項及び第六項」を「第七項及び第八項」に、「第六項まで」を「第八項まで」に改め、「同条第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第三章の章名中「届出」を「措置」に改める。

(情報の提供)

第八条の二 特定一般化学物質の製造の事業を営

む者、業として特定一般化学物質を使用する者その他の業として特定一般化学物質を取り扱う者(第三十九条及び第四十二条において「特定一般化学物質取扱事業者」という。)は、特定一般化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するとき、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該特定一般化学物質の名称及びその譲渡し、又は提供するものが特定一般化学物質である旨の情報を提供しよう努めなければならない。

2 特定新規化学物質の製造の事業を営む者、業として特定新規化学物質を使用する者その他の業として特定新規化学物質を取り扱う者(第三十九条及び第四十二条において「特定新規化学物質取扱事業者」という。)は、特定新規化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するとき、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、その譲渡し、又は提供するものが特定新規化学物質である旨の情報を提供しよう努めなければならない。

第十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(優先評価化学物質の指定の取消し)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十九条中「又は第二種特定化学物質」を

「一、第二種特定化学物質、特定一般化学物質又は特定新規化学物質」に、「又は当該第二種特定化学物質に係る第二種特定化学物質等取扱事業者」を「二、当該第二種特定化学物質に係る第二種特定化学物質等取扱事業者、当該特定一般化学物質に係る特定一般化学物質取扱事業者又は当該特定新規化学物質に係る特定新規化学物質取扱事業者」に改める。

第四十一条第一項中「第四条第五項」を「第四条第七項」に改め、同条第二項中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同条第四項中「又は第四項各号」を「若しくは第四項各号」に改め、「至つたとき」の下に「又は同条第三項各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認められなくなるに至つたとき」を加え、「第一種特定化学物質の指定その他の」を削る。

第四十二条中「又は第二種特定化学物質等取扱事業者」を「第二種特定化学物質等取扱事業者、特定一般化学物質取扱事業者又は特定新規化学物質取扱事業者」に、「又は第二種特定化学物質等の」を「第二種特定化学物質等、特定一般化学物質又は特定新規化学物質」に改める。

第五十五条中「第八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」の下に「第八条の二」を加える。

第五十六条第一項第三号中若しくは第二項を「第二項若しくは第四項」に改める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条の規定 公布の日
- 二 第三条第二項の改正規定及び第五条第五項の改正規定並びに次条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(次条及び附則第五条において「新法」という。)第三条第二項及び第五条第五項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以降に製造され、又は輸入される新規化学物質について適用し、同日の属する年度内に製造され、又は輸入される新規化学物質については、なお従前の例による。

第三条 新法第四条第四項及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第三条第一項の規定により行われた届出に係る新規化学物質について適用する。

(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、化学物質による環境汚染をより適切に防止するため、新規化学物質の審査特例制度における国内の総量規制について、全国総量上限を環境排出量換算の基準に改めるとともに、一般化学物質のうち毒性が強い化学物質に係る管理の強化を図る等の措置を講ずるものである。その主な内容は次のとおりである。

1 新規化学物質の審査特例制度における国内の総量規制について、製造及び輸入に係る総量による規制を、環境に対する影響を勘案して算出する総量によるものに改めること。

2 一般化学物質に分類される化学物質のうち、毒性が強いものとして、継続的に摂取される場合には人の健康を著しく損なうおそれがあるものを「特定一般化学物質」とするものとする。

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、新規化学物質の製造又は輸入開始前の届出について、その新規化学物質の毒性が、特定一般化学物質の毒性に該当するもの(以下「特定新規化学物質」という。)であると判定したときは、その結果を届出者に通知するとともに、これを公示しなければならないものとする。

4 特定一般化学物質又は特定新規化学物質(以下「特定一般化学物質等」という。)を業として取り扱う者は、特定一般化学物質等を他の事業者に譲渡し、又は提供するときは、その相手方に対し、特定一般化学物質等である旨の情報を提供するよう努めなければならないものとする。

5 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、1の規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、化学物質による環境汚染をより適切に防止するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十九年五月二十六日

経済産業委員長 浮島 智子

衆議院議長 大島 理森殿

[別紙]

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 審査特例制度の見直しに併せて、事前確認により製造・輸入が認められる化学物質の管理状況及び使用状況について、事後監視の徹底を図るとともに、化学物質の有害性情報の収集に積極的に努めること。

二 審査特例制度の全国数量上限の算出に用いる用途別排出係数については、廃棄段階も考慮に入れるなど、化学物質のライフサイクルにも留意し、環境への排出量を過少評価することのないよう知見を結集した設定・運用を行うこと。

また、用途情報の正確性を担保するためには、企業の保有する技術・営業情報等の秘密情報が保護されるよう、速やかに国が用途情報を

厳密に把握できる体制の構築について検討し、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすことのないよう万全を期すこと。

三 化学物質管理に関する規制・制度については、化学産業の国際競争力の強化、事業者の負担軽減及び国際的な動向との整合性を踏まえて、合理的な規制や制度の運用に向け、引き続き検討すること。なお、その際には我が国の商慣行や事業者間の公平性にも充分留意すること。WSSD二〇二〇年目標の確実な達成、化学物質の適正な利用及び化学物質によるリスクの低減に関する長期的・計画的な施策を推進するため、利用の実態を踏まえ、包括的に化学物質を管理するための総合的、統一的な法制度等のあり方について早期に検討を行うこと。

四 化学物質のリスク評価に当たっては、その透明性及び客観性を確保する観点から、政府の行ったリスク評価の妥当性を審査する外部委員会を用いて行うこと。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 二 八 円 一 〇 円